

令和 6 年度 認証評価

東大阪大学短期大学部 自己点検・評価報告書

令和 6 年 6 月

目次

自己点検・評価報告書	1
1. 自己点検・評価の基礎資料	2
2. 自己点検・評価の組織と活動	16
【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】	19
[テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神]	19
[テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果]	23
[テーマ 基準Ⅰ-C 内部質保証]	28
【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】	33
[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]	33
[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]	50
【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】	64
[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]	64
[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]	69
[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]	73
[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]	75
【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】	80
[テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ]	80
[テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ]	83
[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス]	87
【資料】	
[様式 9] 提出資料一覧	
[様式 10] 備付資料一覧	
[様式 11-1～20] 基礎データ	

自己点検・評価報告書

この自己点検・評価報告書は、一般財団法人大学・短期大学基準協会の認証評価を受けるために、東大阪大学短期大学部の自己点検・評価活動の結果を記したものである。

令和 6 年 6 月 20 日

理事長

村上 靖平

学長

吉岡 眞知子

ALO

源 伸介

1. 自己点検・評価の基礎資料

(1) 学校法人及び短期大学の沿革

＜学校法人の沿革＞

昭和	
15年12月28日	財団法人村上学園設置認可
16年 4月 1日	布施高等女学校開校
22年 4月11日	布施高等女学校附属中学校開校
23年 4月11日	新制高校の発足により布施学院高等学校と改称
24年 2月15日	布施女子高等学校、同中学校と改称
26年 3月13日	財団法人村上学園は学校法人村上学園となる
28年 4月22日	学校法人村上学園布施女子高等学校附属幼稚園開園
38年 4月11日	学校法人村上学園柏原女子高等学校開校
39年 1月25日	学校法人村上学園柏原高等学校と校名変更、男子部を併設
40年 1月25日	布施女子短期大学（42年4月、東大阪短期大学と校名変更）家政科設置認可を得、開学
41年 1月25日	布施女子短期大学保育科を増設
43年 4月 1日	家政科を家政学専攻と食物栄養学専攻に分離認可
44年 4月 1日	保育科を幼児教育学科に改称（47年3月廃止）
45年 2月 9日	児童教育学科設置認可を得、同年4月1日開設
45年 3月31日	柏原高等学校、女子部を廃止
45年 4月 1日	家政学専攻を服飾デザイン専攻に改称
48年 4月 1日	児童教育学科を初等教育学と幼児教育学に専攻分離
63年 3月31日	東大阪中学校廃校認可を得、廃校
平成	
11年 7月28日	児童教育学科の初等教育学専攻の募集停止届出
12年 3月 1日	家政学科に生活福祉専攻設置認可を得、同年4月1日開設
13年 3月31日	児童教育学科の初等教育学専攻廃止届出
13年 5月15日	校名変更認可、平成14年4月から東大阪高等学校を敬愛女子高等学校と改称
14年 4月 1日	児童教育学科を幼児教育学科に、服飾デザイン専攻を生活デザイン専に名称変更
14年12月19日	東大阪大学設置認可、平成15年4月1日開学 校名変更認可、平成15年4月から東大阪短期大学を東大阪大学短期大学部と改称
15年 1月24日	校名変更認可、平成15年4月から東大阪短期大学附属幼稚園を東大阪大学附属幼稚園と改称
15年 4月 1日	東大阪大学こども学部こども学科開学
18年 4月 1日	敬愛女子高等学校を東大阪大学敬愛高等学校に名称変更 柏原高等学校を東大阪大学柏原高等学校に名称変更

東大阪大学短期大学部

	東大阪大学短期大学部家政学科を健康福祉学科に、食物栄養学専攻を健康栄養専攻に名称変更 家政学科生活デザイン専攻を平成18年度より募集停止
19年 3月31日	家政学科生活デザイン専攻廃止届出
22年 3月31日	東大阪大学敬愛高等学校商業科廃止
22年 4月 1日	健康福祉学科を健康栄養学科に名称変更 健康栄養学科生活福祉専攻を平成22年度より募集停止
23年 3月31日	健康栄養学科生活福祉専攻廃止
23年 4月 1日	東大阪大学こども学部アジアこども学科開設
28年 4月 1日	東大阪大学短期大学部健康栄養学科を実践食物学科に、幼児教育学科を実践保育学科に名称変更
30年 4月 1日	東大阪大学短期大学部介護福祉学科開設
令和	
3年 4月 1日	東大阪大学こども学部アジアこども学科を国際教養こども学科に名称変更

<短期大学の沿革>

昭和	
40年 1月25日	布施女子短期大学家政科設置認可を得、開学
42年 1月25日	布施女子短期大学保育科を増設
41年 4月 1日	布施市、河内市、枚岡市の統合により東大阪市となったため、東大阪短期大学と校名変更
43年 4月11日	家政科を家政学専攻と食物栄養学専攻に分離認可
44年 4月11日	保育科を幼児教育学科に改称（47年3月廃止）
45年 2月 9日	児童教育学科設置認可を得、同年4月1日開設
45年 4月11日	家政学専攻を服飾デザイン専攻に改称
48年 4月 1日	児童教育学科を初等教育学と幼児教育学に専攻分離
平成	
11年 7月28日	児童教育学科の初等教育学専攻の募集停止届出
12年 3月 1日	家政学科に生活福祉専攻設置認可を得、同年4月1日開設
13年 3月31日	児童教育学科の初等教育学専攻廃止届出
14年 4月 1日	児童教育学科を幼児教育学科に、服飾デザイン専攻を生活デザイン専に名称変更
14年12月19日	東大阪大学設置認可、平成15年4月1日開学 校名変更認可、平成15年4月から東大阪短期大学を東大阪大学短期大学部と改称
18年 4月 1日	東大阪大学短期大学部家政学科を健康福祉学科に、食物栄養学専攻を健康栄養専攻に名称変更 家政学科生活デザイン専攻を平成18年度より募集停止
19年 3月31日	家政学科生活デザイン専攻廃止届出
22年 4月 1日	健康福祉学科を健康栄養学科に名称変更

東大阪大学短期大学部

	健康栄養学科生活福祉専攻を平成 22 年度より募集停止
23 年 3 月 31 日	健康栄養学科生活福祉専攻廃止
28 年 4 月 1 日	東大阪大学短期大学部健康栄養学科を実践食物学科に、幼児教育学科を実践保育学科に名称変更
30 年 4 月 1 日	東大阪大学短期大学部介護福祉学科開設

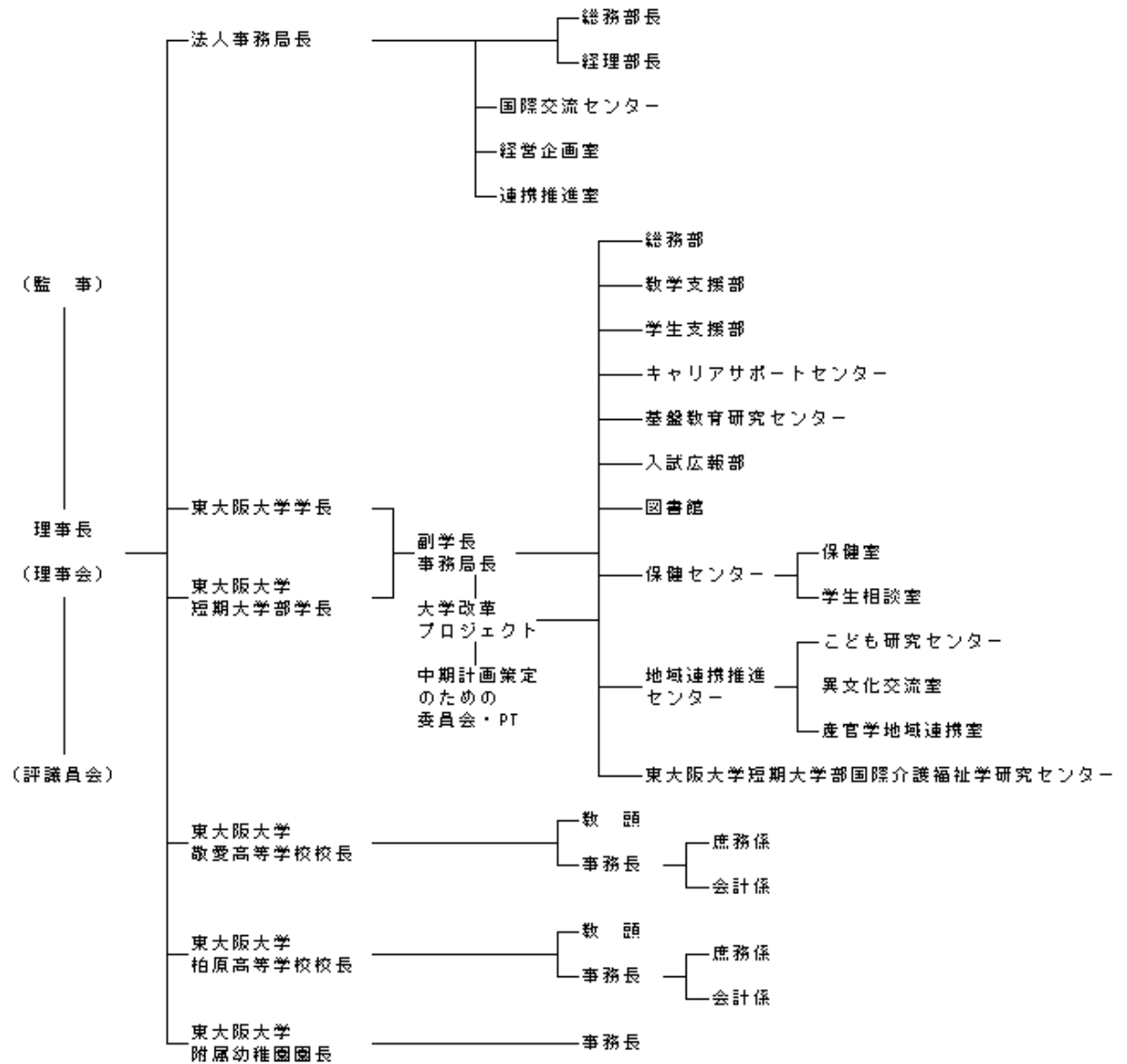
(2) 学校法人の概要

- 学校法人が設置する全ての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在籍者数
- 令和 6（2024）年 5 月 1 日現在

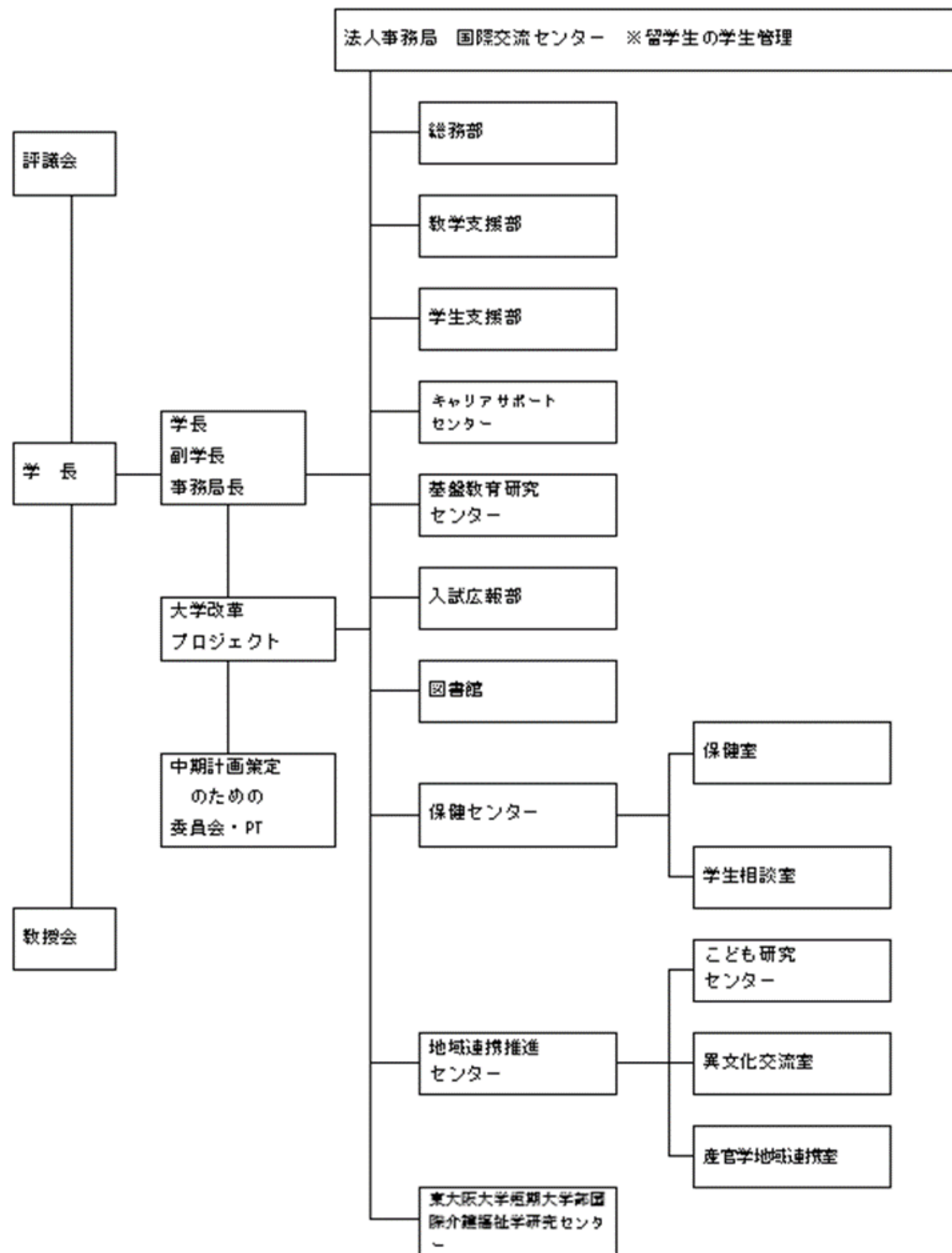
教育機関名	所在地	入学定員	収容定員	在籍者数
東大阪大学	東大阪市西堤学園町 3 丁目 1 番 1 号	85 名	360 名	284 名
東大阪大学短期大学部	東大阪市西堤学園町 3 丁目 1 番 1 号	230 名	460 名	278 名
東大阪大学敬愛高等学校	東大阪市西堤学園町 3 丁目 1 番 1 号	360 名	1,080 名	727 名
東大阪大学柏原高等学校	柏原市本郷 5 丁目 993	585 名	1,755 名	499 名
東大阪大学附属幼稚園	東大阪市西堤学園町 3 丁目 1 番 1 号	125 名	405 名	268 名

(3) 学校法人・短期大学の組織図

- 組織図
- 令和6（2024）年5月1日現在
学校法人村上学園 組織図



短期大学部 組織図



(4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

■ 立地地域の人口動態（短期大学の立地する周辺地域の趨勢）

本学の位置する東大阪市は大阪府東部に位置し、西は大阪市、北は大東市、南は八尾市、東は奈良県生駒市に隣接している。令和5年4月1日現在における面積は6、178ヘクタールである。OsakaMetro 中央線、近畿日本鉄道奈良線、同けいはんな線、同大阪線、J R

おおさか東線が東西南北に走っており、市内に26の駅が存在する。また、2029年（令和11年）には大阪モノレールの延伸も計画されており、開通の暁には大阪国際空港へのアクセスが良くなるなど、交通利便性がますます高まることが期待されている。

総人口は昭和50年から昭和60年にかけて52万人を超えていたが、その後はゆるやかな減少が続いている。平成12年には生産年齢人口（15-64歳）が減少に転じ、高齢者人口（65歳以上）が年少人口（0-14歳）を逆転している。以降は生産年齢人口の減少と高齢者人口の増加が顕著となっている。

18歳未満の子どもがいる世帯における1世帯あたり平均子ども数（同居する18歳未満の子ども数）をみると、昭和60年から平成12年までは全国よりやや少なく推移していたが、その後全国の平均子ども数が減少したため、平成17年以降は全国・大阪府よりわずかに多く推移している。なお、18歳未満の子どもがいる世帯に占める夫婦と子どものみの世帯の比率は、全国より高く、大阪府とほぼ同水準で推移している。反対に、3世代同居世帯の比率は全国の半数程度で、大阪府とほぼ同水準で推移している。

【大阪府東大阪市基本計画（第2期）、東大阪市人口ビジョン（平成26年）より抜粋】

■ 学生の入学動向：学生の出身地別人数及び割合（下表）

地域	令和元 (2019) 年度		令和2 (2020) 年度		令和3 (2021) 年度		令和4 (2022) 年度		令和5 (2023) 年度	
	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)
大阪府	64	47	76	48	79	47	59	44	75	58
兵庫県	3	2	0	0	0	0	0	0	0	0
京都府	1	1	3	2	3	2	3	2	3	2
滋賀県	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0
奈良県	5	4	8	5	9	5	9	7	3	2
和歌山県	0	0	4	3	2	1	2	1	1	1
北陸・甲信越	0	0	1	1	1	1	4	3	0	0
東海	1	1	4	3	6	4	5	4	4	3
中国	5	4	0	0	4	2	4	3	1	1
四国	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
九州	1	1	8	5	2	1	1	1	1	1
関東	1	1	0	0	1	1	1	1	0	0
北海道・東北	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0

東大阪大学短期大学部

中華人民共和国	7	5	6	4	9	5	3	2	6	5
大韓民国	3	2	3	2	3	2	0	0	0	0
台湾	1	1	0	0	1	1	0	0	0	0
フィリピン共和国	8	6	10	6	2	1	0	0	4	3
ベトナム 社会主義共和国	28	21	24	15	36	21	31	23	17	13
ミャンマー 連邦共和国	1	1	2	1	1	1	4	3	3	2
バングラデッシュ 人民共和国	0	0	0	0	0	0	1	1	4	3
インドネシア共和国	3	2	1	1	2	1	4	3	1	1
ネパール 連邦民主共和国	1	1	5	3	7	4	2	1	5	4
スリランカ 民主社会主義共和国	3	2	1	1	0	0	1	1	0	0
インド	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0
合計	136	100	157	100	169	100	135	100	129	100

〔注〕

- 短期大学の実態に即して地域を区分してください。
- この事項においては通信による教育を行う学科の学生を除いてください。
- 認証評価を受ける前年度の令和 5（2023）年度を起点に過去 5 年間について記載してください。

■ 地域社会のニーズ

東大阪市内には近畿大学、大阪樟蔭女子大学、大阪商業大学、東大阪大学の 4 つの大学があり、約 30、000 人の学生が通う学生のまちであり、若者の転入が目立つ一方で、20 代前半の転出者数は 10 代後半の転入者数を上回っている。また、市内中小企業においては、景気の回復期を迎えると、人材確保に苦慮し、必要な労働力の確保が出来ないことから、廃業を余儀なくされる企業も出てきている。

そこで、東大阪市内では各大学と東大阪市内の間では包括連携協定を締結し大学生と中小企業の雇用マッチングのための施策を実施するとともに、子育てが一段落した母親を対象とした就労支援に取り組み、働きやすいまちの実現に努めるため、次のような方向性を示している。

- ① 学生の地元就職を推進することで、産業界の人材不足を解消するとともに、転出超過が目立つ若年層の定住を目指す。
- ② 就職から 3 年以内の離職が高い状況にあることから（H24 年 3 月大卒者 32.3%。出典：厚生労働省 web サイト）、就職段階でのきめ細やかな対応により、安定した就

職につなげる。

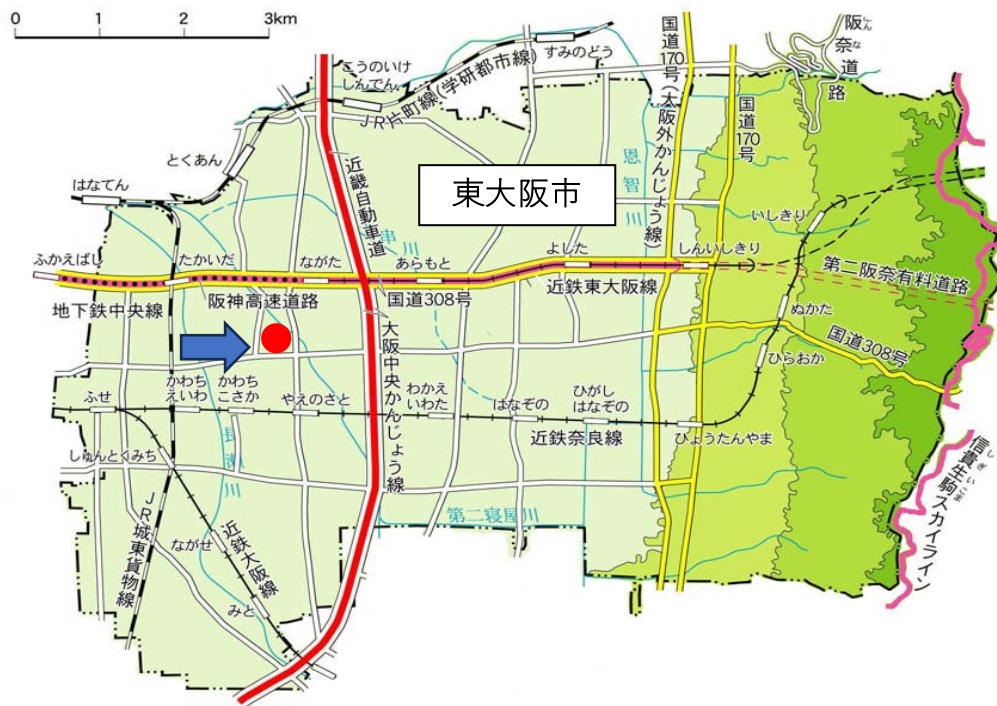
本学において学生の多くが国家資格を取得し卒業することは、東大阪市のまちづくりや学術、教育、文化、産業の振興、人材育成などにおける協力につながり、活力ある個性豊かな地域社会の形成と発展に向けた取り組みに寄与で来ていると考える。

■ 地域社会の産業の状況

東大阪市の基幹産業は製造業であり、事業所数は 5、564 事業所で、全国第 5 位（令和 3 年経済センサス活動調査）、事業所数が 4、000 以上ある市区町村のうち、事業所密度は全国トップと中小製造業が数多く集積しており「モノづくりのまち」として高い知名度を誇っている。モノづくりの起源は古く、弥生時代には銅鐸や銅剣などの青銅器鋳物が盛んに造られており、明治時代には生駒山の河川で水車を利用した伸線業が盛んに行われ、その後の本市を代表するネジ、ボルト、ナットへと発展した。市内には家電や自動車といった主要メーカーが存在せず、いわゆるピラミッド構造ではなく、市内の企業同士で連携し納品を行う「横請け・仲間請け」といわれる独自の構造となっている。

■ 短期大学所在の市区町村の全体図





(5) 課題等に対する向上・充実の状況

以下の①～④は事項ごとに記述してください。

- ① 前回の評価結果における三つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応について記述してください。（基準別評価票における指摘への対応は任意）

(a) 改善を要する事項（向上・充実のための課題）
基準Ⅲ 教育資源と財的資源 〔テーマ A 人的資源〕 FD 活動について、研修会などの実施で改善はみられるものの、より充実した活動とするため、規程を整備し組織的な取り組みが望まれる。 また、SD 活動についても同様に、規程を整備し組織的な取り組みが望まれる。
(b) 対策
学内組織として「FD・SD 委員会」を設置し、外部講師による講演、研修を行い、授業をはじめとする教育活動の改善を図っている。 FD・SD 研修会として「授業方法についての研究会」「教員の研究支援」「アセスメント（学生による授業評価、同僚教員による教授法評価、教員の諸活動の定期的評価）」「職員のための研修会及び対応評価アンケート」等について、委員会において優先順位を決めて、順次実施している。

(c) 成果
令和 2 年度からのコロナ禍において、遠隔授業の必要性から情報教育推進委員会との共催で ICT 活用研修会を毎年実施している。
(a) 改善を要する事項（向上・充実のための課題）
基準Ⅲ 教育資源と財的資源 〔テーマ D 財的資源〕 ○ 財務状況について、事業活動収支は、学校法人全体で過去 2 年間、短期大学部門で過去 3 年間支出超過である。将来構想計画の状況を見極め、安定した財務基盤の確立を図ることが望まれる。 ○ 短期大学全体の収容定員の充足率が低いので、充足率を上げるよう改善が望まれる。
(b) 対策
○奨学金比率を下げるために奨学金の見直しに着手し一定の効果があつた。未着手の奨学金については学生募集との関係もあり慎重に検討を重ねる必要がある。短期大学部は就学支援制度による補助金の打ち切りという事態で、来年度は打ち切り金額がさらに増加することから、奨学金比率はなお一層厳しい状況となる。 また、退学者防止に努めたが、退学理由を聴き取る中で、やむなく退学する学生が多く、特に「生活困窮」という理由が多い。教職員で分納や休学等も含め、すぐに退学に至らない方法を示し支援をしている。アドバイザーをはじめ学科教員で学生一人ひとりへの丁寧な支援を行うことが定着してきており、退学に至らない学生も増えてきている。さらに丁寧な支援体制を組織していく。 ○入学者数、収容定員数を意識して学生数確保に努めてきた。全国的に、公立高校数が減り 18 歳高校生の人数も減少している。一方、単位制高校、通信制高校が増加し、在籍者数が増えていることから、指定校や高校訪問校を見直し、近畿圏の単位制高校の開拓に力を入れ訪問を始めた。各学科の内容がより分かるチラシを手作りで作成し、学科間の共有を図り、高校訪問やホームページで活用した。広報室を中心に、広報の展開方法と内容について検討し、予算削減の中でできる広報展開について模索している。また、本学の系列校である東大阪大学敬愛高等学校、東大阪大学柏原高等学校で、複数の授業を本学科の教員が担当することにより、内部進学を促した。
(c) 成果
短期大学部は、実践食物学科は定員を満たしていないが、本学への入学者数は横ばいであつた。実践保育学科の入学者数は年々厳しく苦戦し、入学者はさらに減少した。年度初めに急遽、長期履修制度を活用し 3 年制の受け入れを計画し、広報活動はやや出遅れたが 7 名の入学者があつた。さらに各高校へ浸透するよう広報活動にあたっている。介護福祉学科は留学生が増加し令和 6 年度入学者は定員をやや超過した。

(a) 改善を要する事項（向上・充実のための課題）
基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス [テーマ B 学長のリーダーシップ] ○ 教授会規程には、併設大学と合同で開催できる旨の規定はあるが、合同教授会規程がないため、適切に規程を整備し、規程に沿った運営が望まれる。
(b) 対策
どのような議案に関して合同教授会を開催するかについての規程はないが、短期大学部教授会規程に、併設大学と合同で教授会を開催できる旨の表記があり、規程が全くないわけではなく、適宜合同教授会を開催することは可能であると考ええる。
(c) 成果
事務組織は、大学と短期大学部が合同となっているため、教授会を合同で開催することで、学長のリーダーシップのもと、問題点について周知徹底を図り、業務の運営が円滑に行われている。

(a) 改善を要する事項（向上・充実のための課題）
基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス [テーマ C ガバナンス] ○ 月次試算表を作成し、毎月、経理責任者を経て理事長に報告することが望ましい。
(b) 対策
月次試算表は、毎月作成しているが、添付資料または備付資料として準備していなかったため、実地調査の際に評価委員に対しての説明に齟齬が生じたと考ええる。
(c) 成果

② 上記以外で、改善を図った事項について記述してください。

該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 改善を要する事項
リメディアル教育の一環としてウェブ教材を使用しており、無線 LAN のインフラ整備が課題となっている。
(b) 対策
1 号館、8 号館、9 号館の学生ホールをはじめ、主要な教室に無線 LAN を配置した。
(c) 成果
学内で学生がネットワークに接続できることで、オンライン授業、ICT 教育の推進につながった。

- ③ 前回の評価結果における三つの意見の「早急に改善を要すると判断される事項」で指摘された事項の改善後の状況等について記述してください。

該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項及び指摘された時点での対応（「早急に改善を要すると判断される事項」）
なし
(b) 改善後の状況等

- ④ 評価を受ける前年度に、文部科学省の「設置計画履行状況等調査」及び「大学等設置に係る寄附行為（変更）認可後の財務状況及び施設等整備状況調査」において指摘事項が付された学校法人及び短期大学は、指摘事項及びその履行状況を記述してください。

該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項
全教職員に対して、経営改善計画を共有し、執行部だけでなく教職員の意識及び行動の改革に取り組むこと。
(b) 履行状況
「集中経営指導法人」と判断されたことを受け、各所属長から全教職員に対して、学園全体及び各部門の財政状況について説明を実施した。文部科学省へ提出している「経営改善計画」を全教職員が共有できるよう各プロジェクトチーム、中期計画検討委員会を中心に全教職員が現状を把握し、進捗状況を理解し、改革に取り組む体制を作っている。法人と学長、副学長及び事務局長との面談を定期的の実施し進捗状況の確認をしている。

(6) 公的資金の適正管理の状況（令和 5（2023）年度）

- 公的資金の適正管理の方針及び実施状況を記述してください（公的研究費補助金取扱いに関する規程、不正防止などの管理体制など）。

研究活動における不正行為を防止し、研究に携わる教員の行動規範及び不正行為に起因する問題が生じた場合の措置等について以下のような必要な事項を定めた規程を制定し、研究倫理の確立と厳正な運用に努めている。

「東大阪大学短期大学部研究活動の不正行為への対応に関する規程」（提出資料 - 規程集 48）を定め、これに基づき学長は、研究活動の不正行為の防止のための啓発を行い周知している。さらに、「東大阪大学短期大学部研究倫理規程」（提出資料 - 規程集 49）、「東大阪大学短期大学部における公的研究費の管理運用・監査体制に関する規程」（提出資料 - 規程集 50）、「東大阪大学短期大学部における公的研究費内部監査規程」（提出資料 - 規程集 51）、「東大阪大学短期大学部個人研究費規程」（提出資料 - 規程集 52）、「東大阪大学短期大学部学長研究費規程」（提出資料 - 規程集 53）、が定められ、これらの規定に基づき、総務部総務課が担当部署となり厳正に運用している。

令和 3 年 4 月 1 日には「公的研究費の不正使用防止に関する基本方針」を定め、以下のように本学ウェブサイト「基本情報：研究活動」で公表している。

東大阪大学及び東大阪大学短期大学部（以下「本学」という。）では、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成19年2月15日文部科学大臣決定、令和3年2月1日改正）」（以下「ガイドライン」という。）ほか公的研究費の不正使用防止に関する法令、国及び研究費の配分機関等の定める指針等及び本学における公的研究費の管理運用・監査体制に関する規程等学内規則を遵守し、以下の基本方針を定め、公的研究費の不正使用の防止に努めます。

1. 不正使用防止対策に関する責任体制を明確化し、学内外に公表します。
2. 事務処理に関する職務権限やルールを明確化するとともに、不正使用防止対策に関する関係者の意識向上を図り、抑止機能を備えた環境・体制の構築を図ります。
3. 不正使用を誘発させる要因に対応した具体的な不正使用防止計画を策定し、実効性のある対策を確実に継続的に実施します。
4. 適正な予算執行を行うことができるよう、実効性のあるチェックが効くシステムを構築し、公的研究費等の適正な運営及び管理を行います。
5. 公的研究費等の使用ルール等が適切に情報共有・共通理解される体制を構築します。
6. 公的研究費等の不正使用が起きない、起こさない環境づくりを目指し、実効性のあるモニタリング体制を整備します。

さらに、以下のような『研究活動「公的研究費等の適正な執行にむけての取り組みについて」』を本学ウェブサイト「基本情報：研究活動」で公表している。

研究活動「公的研究費等の適正な執行にむけての取り組みについて

1. 機関内の責任体制について

本学の責任体制は次のとおりです。

責任体制	役職名	責任と権限
最高管理責任者	学長	本学全体を統括し、公的研究費等の運営・管理のすべてにおいて最終責任を負う者
統括管理責任者	副学長	最高管理責任者を補佐し、公的研究費等の運営・管理について本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者
コンプライアンス推進責任者	事務局長	公的研究費等の使用並びに申請についての実質的な責任と権限を持つ者

2. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備について

事務処理手続き及び使用ルール等に関する機関内外からの相談窓口

TEL : 06 (6782) 2824

FAX : 06 (6782) 2896

E-mail : soumu@higashiosaka.ac.jp

東大阪大学／東大阪大学短期大学部 総務部総務課

※電話による受付時間は、平日 9 時～ 17 時まで

3. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施について

大学事務局（総務部総務課）を「不正防止計画推進部署」とし、最高管理責任者のリーダーシップの下、不正使用の防止に努めます。

4. 研究費の適正な運営・管理について

- 適切な物品管理として、大学事務局（総務部総務課）による検品検収を徹底します。

- 本学の教職員と共謀し、不正な取引に関与した業者に対し、最高管理責任者は取引停止等の処分を行います。

5. 情報の伝達を確保する体制について

公的研究費の不正使用に関する通報及び告発受付窓口を設置し、その情報が最高管理責任者に適切に伝達される体制を構築しました。

通報及び告発受付窓口

TEL : 06 (6782) 2824

FAX : 06 (6782) 2896

E-mail : soumu@higashiosaka.ac.jp

住所 : 〒577-8567 大阪府東大阪市西堤学園町 3-1-1

東大阪大学／東大阪大学短期大学部 総務部総務課

※電話による受付時間は、平日 9 時～ 17 時まで

※FAX、メールによる通報（告発）は、情報を正確に把握するために以下の別紙様式をご使用ください 別紙様式（word）

【対象】

公的研究費の不正行為に関するもの

留意事項

- 通報及び告発は、原則、顕名で行うこととし、不正を行った研究者及び研究グループ、不正行為の態様等事案の内容を明示し、かつ、不正とする科学的合理的理由が示されているもののみ受け付けます。

- 匿名による通報は、通報の内容に応じ、顕名の通報があった場合に準じた取扱いをします。

- 調査の結果、通報等の内容が悪意に基づくものと認定された時は、通報者が、本学職員の場合は就業規則に基づく処分等必要な処置を講ずる。また、当該者が他機関に所属する場合は当該機関長へ通知し、その他の場合はその他必要な措置を講ずる等適切な処置を行います。

6. モニタリング体制について

不正の発生の可能性を最小にすることを旨とし、機関全体の視点からモニタリング・監査を不正防止計画推進部署（総務部総務課）が主体となり実施するほか、体制の不備の検証も行います。

7. 内部監査について

内部監査マニュアルを定め、監事・会計監査人と連携のうえ、適切に内部監査を行います。

2. 自己点検・評価の組織と活動

■ 自己点検・評価委員会（担当者、構成員）

「東大阪大学短期大学部自己点検・評価委員会規程」第4条に、「委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。（1）評議会構成員、（2）学長の指名する教職員」と定めている。また、同第5条に、「委員会の委員長は、学長をもって充てる。」と定めている（提出 - 12）。

令和5年度

委員長：吉岡（教員、学長）

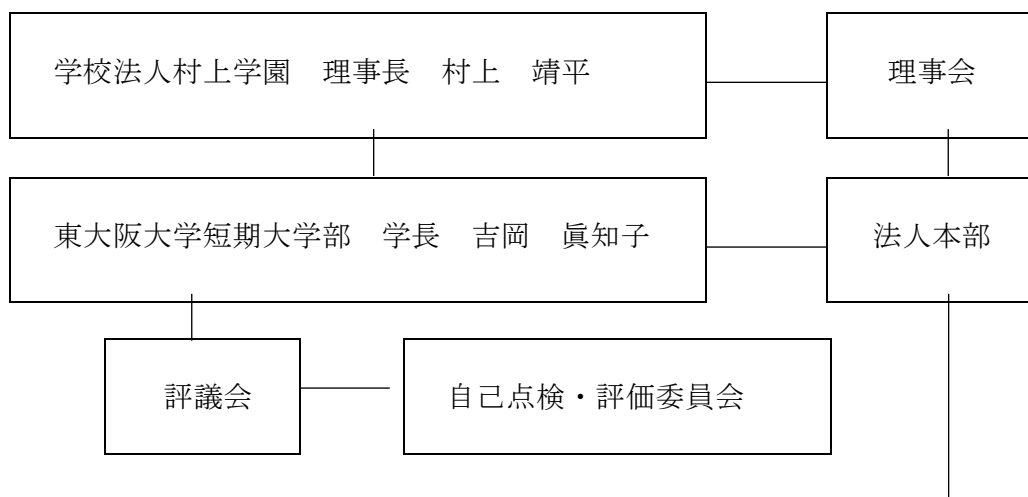
委員：源（教員、ALO、副学長、教学支援部長、地域連携推進センター長）、川崎（事務局長）、村尾（事務局次長）、富田（教員、実践食物学科長）、野尻（教員、実践保育学科長）、石鍋（教員、介護福祉学科長）、趙（教員、図書館長）、潮谷（教員、学生支援部長）、松井（教員、入試広報部長）、傘（教員、保健センター長）、渡邊（教員、キャリアサポートセンター長）

令和6年度

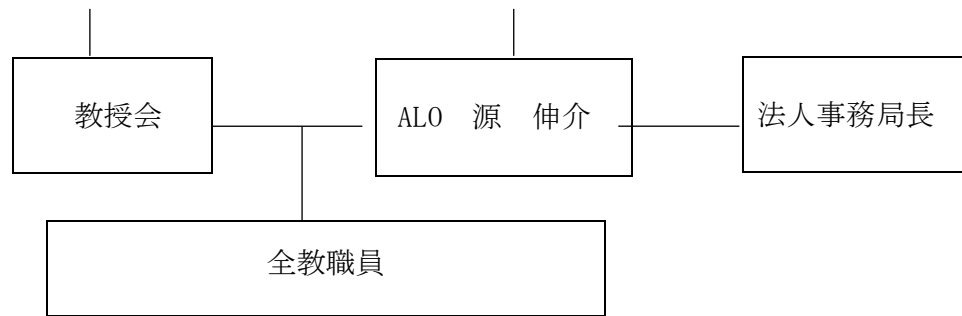
委員長：吉岡（教員、学長）

委員：源（教員、ALO、副学長、教学支援部長）、川崎（事務局長）、村尾（事務局次長）、松井（教員、実践食物学科長）、松永（教員、実践保育学科長）、石鍋（教員、介護福祉学科長）、藤井（教員、図書館長）、野口（教員、学生支援部長）、矢島（教員、入試広報部長）、傘（教員、保健センター長）、渡邊（教員、キャリアサポートセンター長）

■ 自己点検・評価の組織図（規程は提出資料）



東大阪大学短期大学部



【図 1 : 自己点検・評価の組織図】

■ 組織が機能していることの記述（根拠を基に）

本学は、平成28(2016)年度に大学こども学部が日本高等教育評価機構の認定評価を受け、平成29(2017)年度に短期大学部が大学・短期大学基準協会の第三者評価を受け、いずれも適合と判定された。その後も、大学・短期大学のそれぞれの評価基準に基づき、自己点検・評価委員会が中心となって各学科・各部署におけるPDCAサイクルの一環として自己点検を行い、事業計画書・事業報告書の中に明記してきた。

昨年度（令和5年度）には大学こども学部が、これをまとめた形で自己点検評価書を作成し、日本高等教育評価機構の認定評価を受け適合と判定された。

本年度に短期大学部が第三者評価を受けるにあたり、引き続き事業計画書・事業報告書をまとめた形で、自己点検・評価報告書を作成している。

なお、事業計画書及び事業報告書は、理事会を経て教員には教授会で、事務職員には事務部課長会を通して報告周知され、全教職員が共有するとともに、毎年本学ホームページを通して社会に公開されている。

■ 自己点検・評価報告書完成までの活動記録（自己点検・評価を行った令和5（2023）年度を中心に）

時 期	活 動 内 容
令和5年6月	6月教授会 令和5年第三者評価の受審申請について報告
令和5年7月	令和5年度第三者評価申込書提出（大学・短期大学基準協会）
令和5年8月	第三者評価ALO対象説明会出席
令和5年11月	11月評議会 自己点検・評価委員に対して自己点検・評価報告書の作成にむけて、各学科・部署等でエビデンスの準備、報告根拠等の準備をするよう説明がなされた。
令和5年12月	12月評議会 自己点検・評価委員に対して事業計画書は自己点検・評価報告書を基に作成し、事業報告書はエビデンスを添付するよう依頼がなされた。

東大阪大学短期大学部

令和6年2月	3月8日までに事業報告書を提出するよう自己点検・評価委員に依頼を行った。
令和6年3月	3月教授会にて事業報告書の提出についての報告がなされた。
令和6年4月	令和6年度第1回自己点検・評価委員会 自己点検・評価報告書の作成状況の確認
令和6年5月	報告書締切
令和6年6月	自己点検・評価報告書提出

【基準 I 建学の精神と教育の効果】

[テーマ 基準 I -A 建学の精神]

<根拠資料>

提出資料

01. 2023 年度カレッジガイド (COLLEGE GUIDE 2023)
02. 2024 年度カレッジガイド (COLLEGE GUIDE 2024)
03. 2023 年度大学案内 (CAMPUS GUIDE BOOK 2023)
04. 2024 年度大学案内 (CAMPUS GUIDE BOOK 2024)
05. ウェブサイト「建学の精神と 3 つのポリシー」
<https://www.higashiosaka.ac.jp/about/feature/>
<https://www.higashiosaka.ac.jp/pdf/2020info/policy.pdf>
06. 東大阪大学短期大学部学則
07. 2021 年度在学生アンケート
08. 2023 年度新入生アンケート
09. 2023 年度在学生アンケート

備付資料

01. 村上学園創立四十年史 p.18
02. 村上学園創立五十年史 p.74
03. 大学と東大阪市との連携・協力に関する包括協定
04. 東大阪大学・東大阪大学短期大学部公開講座一覧
05. 東大阪市六大学講座一覧
06. 令和 5 年度事業報告書
07. 東大阪大学・東大阪大学短期大学部教育研究紀要 20 2022

[区分 基準 I -A-1 建学の精神を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
- (2) 建学の精神は教育基本法等に基づいた公共性を有している。
- (3) 建学の精神を学内外に表明している。
- (4) 建学の精神を学内において共有している。
- (5) 建学の精神を定期的に確認している。

<区分 基準 I -A-1 の現状>

建学の祖、村上平一郎は学園創立に際し「萬物感謝・質実勤労・自他敬愛」の学園訓を掲げ（備付-01）（備付-02）、本学が目指す「学問を通して人間をつくる教育」の支柱となっている。本学は、一貫して地域社会と共に、地域の方々に支えられ、地域に開かれた小規模大学として歩んできた。この建学の精神は時代を終えて普遍性を持つものであり、今なお受け

継がれ、本学教育の基盤となっている。

学園訓は、大学 8 号館、9 号館、大講義室に掲げ、学生や地域の方々来校される方々に常に理解を得られるように努めている。

学園訓については、毎年入学式の理事長告示において説明がなされ、オリエンテーション時の学長講話でも言及されるほか、カレッジガイド（提出・01）（提出・02）、大学案内（提出・03）（提出・04）及びホームページ（提出・05）に以下のように示して学内外に周知している。

〔 学 園 訓 〕

萬物感謝

「私は、自分以外のすべてによって生かされている。ありがたいことだと感じる。」
私たちが生きていくには、大きく考えれば宇宙全体の力で生きているといえます。
私たちは、空気や太陽、自然界の色々な営みによって生かされています。言い換えると、宇宙全体のおかげで、自分が、今ここに生きているのです。私たちは、万物のおかげによって生きているのです。したがって、物を大切にし、すべての命を大切にし、感謝する心を持つことが大切です。

質実勤労

「かざり気がなく、真面目に、自分の仕事に精を出し努力すること。」
科学技術の進歩、高度情報化社会の時代に、将来、社会に役立つ立派な人になるためには陰日なたなく努力し、自分に与えられたことに対して責任を果たすことです。真面目に、日々の努力を積み重ねる必要があります。そのためには、精神力と身体を鍛え、持っている力を十分発揮できるように努力することが必要です。

自他敬愛

「かけがえのない自分を大切にすることはもちろんのこと、他人も大切にすること。」
今、地球上には数多くの人間が生存していますが、自分というものは、世界でたった一人のかけがえのない存在です。それと同様、他人もまたかけがえのない存在です。自分というものは、他人がいなくては生きていけないし、他人によって生かされていることを自覚し、相手の立場をお互いに理解しあうことが大切です。

建学の精神は、年度当初の教職員全体研修において理事長・学長より、学園訓の下にすべての教職員が一致協力して学生の教育に当たること等の訓示があり、教職員の間で共有されている。

建学の精神のもと、本学の教育目標として「学問を通して人間を作る教育」の実践、つまり、知識や技術に偏重することなく、広く社会に貢献できる人間性豊かな人材を育成することを掲げ、学則第 5 条の 2 に各学科の人材養成目的として定められている（提出・06）。

平成 30(2018)年 4 月の、介護福祉学科の新設に伴い、学則の変更と 3 つのポリシーの見直し又は変更が求められた。この際に建学の精神に則って変更が行われているのか、各学科、将来構想委員会及び評議会等で検討を行った。

【区分 基準 I -A-2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を実施している。
- (2) 地域・社会の地方公共団体、企業（等）、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。
- (3) 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。

＜区分 基準 I -A-2 の現状＞

本学では、2020 年（令和 2 年）4 月にそれまで「異文化研究交流センター」や学生支援部、教学支援部が行ってきた産官学連携及び地域連携の支援業務を一括して担う組織として「産官学地域連携室」が設置され、上記 2 つの組織と合わせて「地域連携推進センター」を設置し、「地域に開かれた大学」「東大阪市の地域性を活かした大学」として、教育研究活動を進めている。

「地域連携推進センター」の各組織は、2015 年(平成 27 年)9 月に東大阪市との間で活力のある個性豊かな地域社会の形成と発展、教育・研究の振興及び人材の育成に寄与することを目的として締結した「大学と東大阪市との連携・協力に関する包括協定」（備付-03）をもとに、東大阪市大学連絡協議会や産官学交流事務局会議などを通じたイベントや事業についての教員と学生の協力または参加要請に応えられるよう、次のよう活動の実施、支援を行っている。

・東大阪大学公開講座

2003 年度（平成 15 年度）から大学の教員と共同で毎年開催し、教育研究活動で得てきた知識と技術とを地域社会に向けて提供している（備付-04）。

・東大阪市連携 6 大学公開講座

東大阪市にある 4 大学(大阪商業大学・近畿大学・大阪樟蔭女子大学・東大阪大学)及び近隣 2 大学(大阪産業大学・大阪経済法科大学)の計 6 大学（当初は樟蔭東短期大学を含む 7 大学）と東大阪市が連携し、各大学の異なる学風や研究成果をひとまとめにし、市民生活や地域活動に直結するテーマを取り上げている公開講座に 2004 年度（平成 16 年度）から本学教員が講師として参加している（備付-05）。

・教員免許更新講座

2012 年度（平成 24 年度）から 2021 年度（令和 3 年度）まで実施し、教職課程を有する大学として地域に貢献してきた。

・外国語・日本語弁論大会

東大阪に在住する外国人と本学学生を含む地域の日本人の理解促進、異文化交流を推進し、東大阪市の地域社会の文化的発展に寄与する目的で、東大阪在住か通学、勤務の方を対象とした弁論大会を主催している。コロナによる中断を挟みながら、2022 年に第 6 回、2023 年に第 7 回大会を開催した（備付-06 p.40）。

・お国自慢料理大会

2018 年から東大阪在住の日本人と外国人の交流を深めるために、東大阪市在住の外国人

を集い、各国の自慢料理のコンテストを行っている。コロナにより令和2年度から中断していたが、2024年から再開した（備付-06 p.41）。

・フットサルワールドカップ大会

2021年から留学生と地域の交流を目的とした、フットサルの大会を開催している。2023年11月に第3回目を開催した（備付-06 p.39）。

・実践食物学科

11月3日(金)、4日(土)HANAZONO EXPO2025のイベントが、花園ラグビー場にて開催され、東大阪市の名産である小松菜入り焼きカレーパンを製作して販売をした。また、同月、河内長野市くろまろの郷で開催された「2023収穫祭」にも参加をして、バターナッツかぼちゃをメインとしたカレーパンを販売した。試作から製作、販売を実践し、卒業研究ではその取り組んだ成果を発表した（備付-06 p.17）。

・実践保育学科

ボランティア活動として、次のような地域の保育所、幼稚園、こども応援広場等々の行事に参加した。

・7月15日こども応援広場：1年生「お店屋さんごっこ遊び」

・11月18日東大阪アリーナ・八戸ノ里公園「ふれあいのつどい」：学生25名による「缶バッヂ作り」

・11月26日村上学園フェスタ：授業制作した作品展示、2年生「人形劇」、1年生「缶バッヂ作り」

・11月28日東大阪リージョンセンターこどもイベント：学生5名による「缶バッヂ作り」

・3月13日 - 25日東大阪市役所22階展望広場：人形劇で使用した人形の展示

幼稚園においては、預かり保育利用の園児に関わり、実際に子どもたちと触れ合う機会を多く持ち、学生の学びへの興味に深くつながった。

また、11月20日から1月19日まで実施されたクリスマスイルミネーションをペットボトルで制作した。制作にあたっては、東大阪大学敬愛高等学校や東大阪市の支援学校の生徒とも交流の機会を得た。点灯式には東大阪大学敬愛高等学校の生徒も参加し、点灯時の感動を共に迎えられたことは、次年度の企画に向けて大きな成果になったと感じている（備付-06 p.19）。

・介護福祉学科

学内だけでは得られない教育的な効果も期待し、本学の学生が地域貢献に参加した。1年生の「大学で学ぶⅠ・Ⅱ」の授業を通し、学校周辺の清掃活動を春と秋の2回実施した。清掃活動実施を通し、地域の方と自然なコミュニケーションが生まれた。地域の掲示板に、本学科学生の活動内容が広報されるなど、交流の萌芽となっており、地味ではあるが、着実に地域の方に受け入れられている感触をつかんでいる。

また、社会福祉協議会や近隣の校区福祉委員会と連携した貢献活動として、地域の高齢者を本学に招待した「模擬デイサービス」を実施した（備付-07 p.69）。

令和4年1月に実施した2021年度在学生対象学生アンケート（2年生対象）で、建学の精神の理解度を問うたところ、「よく知っていた」と「だいたい知っていた」を合わせて69%に留まり、1/4以上の学生が、建学の精神念と「学園訓」を理解していなかった（提出-07）。

このため、入学時のオリエンテーションなどで学園訓の周知がより必要であると考え、実施したところ、令和5年7月の新入生対象学生アンケートでは、「よく知っていた」と「だいたい知っていた」を合わせて87%に達し（提出-08）、12月の在学生対象学生アンケート（2年生対象）でも、「よく知っていた」と「だいたい知っていた」を合わせて86%に達し、改善傾向にあることが明らかとなった（提出-09）。

今後も、オリエンテーションだけでなく、リメディアル教育やキャリア教育の時間でも学園訓に触れる機会を増やしていきたいと考える。

<テーマ 基準 I-A 建学の精神の特記事項>

特になし。

[テーマ 基準 I-B 教育の効果]

<根拠資料>

提出資料

01. 2023 年度カレッジガイド (COLLEGE GUIDE 2023)
02. 2024 年度カレッジガイド (COLLEGE GUIDE 2024)
03. 2023 年度大学案内 (CAMPUS GUIDE BOOK 2023)
04. 2024 年度大学案内 (CAMPUS GUIDE BOOK 2024)
05. ウェブサイト「建学の精神と3つのポリシー」
<https://www.higashiosaka.ac.jp/about/feature/>
<https://www.higashiosaka.ac.jp/pdf/2020info/policy.pdf>
06. 東大阪大学短期大学部学則
10. 2023 年度募集要項 (募集要項 2023) (入学願書を含む)
11. 2024 年度募集要項 (募集要項 2024) (入学願書を含む)

[区分 基準 I-B-1 教育目的・目標を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。
- (2) 学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。
- (3) 学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に込
えているか定期的に点検している。

<区分 基準 I-B-1 の現状>

本学の教育目的は、学則第1条（目的）に「本学は、教育基本法の示すところに従い、村上学園建学の精神と伝統に基づき、一般教養と共に食物・保育・介護福祉に関する実際

的な専門の学芸を授け、家庭・社会の良き形成者を育成することを目的とする。」と明記している。さらに、学則第5条の2（各学科の人材養成目的）に各学科の人材養成目的が以下のように明記している。

【実践食物学科】

食べ物は、人が生きていくために必要であり、心と体の健康に深く関わっている。自ら興味・関心を持って食の大切さを学び、全世代の人々が健康で豊かな食生活を営むことができるように実践的職業教育を行い、社会に貢献できる人材を養成することを目的とする。

【実践保育学科】

乳幼児期の保育・教育は非常に重要である。その保育・教育に携わる者に求められる深い知識と豊かな感性と専門的技術を身につける実践的職業教育を行い、社会に貢献できる人材を養成することを目的とする。

【介護福祉学科】

本学科は介護業界が深刻な人材不足という社会的問題を抱えている中で、介護保険を中心とした制度を理解し、介護人材としての教養を備え、介護の考え方・コミュニケーション・計画立案といった介護の基本を確実に修得した人材を養成することを目的とする。

また、以下のように教育目標と学科の方針をカレッジガイドに明記している。

教育目標

「学問を通して人間を作る教育」の実践を図り、知識や技術に偏重することなく、広く社会に貢献できる人間性豊かな人材を育成する。

学科の方針

【実践食物学科】 Department of Applied Food Science

○すべてのことに感謝の気持ちを持ちながら、健康を維持するために食生活全般に興味・関心を持つことのできる人間を育てる。

○常に向上心を持って努力し、多様な分野で広い視野をもって活躍できる栄養士・製菓衛生師を養成する。

○自分を大切にし健康維持に努めるとともに、他の人にも心を配って社会に寄与・貢献できる人材を育てる。

【実践保育学科】 Department of Applied Childcare

○人間が生きていくことの意味を伝え、自然に対する畏敬の念を抱き、それを守り、科学や文化、芸術に対する感受性を伸ばすことのできる人間を育てる。

○勉強や仕事をすることは、即ち文化の継承だとの認識に立ち、物を大切にし、健康の大切さを認識し、精神的な豊かさの重要性を伝えられる人間を育てる。

○世界には多様な価値観がある事を教え、差別やいじめを許さない心を育て、自分の大切さ、ひいては他人を理解することの大切さを伝えられる人間を育てる。

【介護福祉学科】 Department of Social Care

○介護業界が深刻な人材不足という社会的問題を抱えている中で、介護保険を中心とした制度を理解し、介護人材としての教養を備える。

○介護の考え方・コミュニケーション・計画立案といった介護の基本を確実に修得した人材を養成する。

＜使命＞

社会人としての基礎学力を修得し、専門的実践的力を磨き身に付け、地域の人たちと共に未来を切り開く人材の育成

＜短期大学部の目指す人材＞

1. 職業人としての基礎学力と実践力を磨いた人間性豊かな人材
2. 実践力を社会で生かし社会貢献できる人材
3. 地域を愛し、地域を支え地域で活躍できる人材

＜本学の目指すビジョン＞

1. 「21 世紀の社会を支え活躍できる人材の育成」

複雑で変化する社会を支え、発展させる人材を育成するために、基礎学力、豊かな教養、専門性と実践力を磨く教育が不可欠である。そのために、本学園のこれまでの伝統を土台に、「21 世紀の社会を支え活躍できる人材の育成」を目指し、基礎学力と社会性を身に付けることができる教育課程を検討し、運営していくための基盤となる組織づくりをする。

2. 「自らの資質を向上させ、社会的、職業的自立を目指す」

基礎学力、社会人としての基礎力を徹底して教え、社会で通用する人間に育てる。そのために、キャリア教育、リメディアル教育、初年次教育のつながりを意識した充実したプログラム開発と実施内容を綿密に検討しその実施計画を策定する。

3. 「地域に根差した大学として、地域と繋がり貢献できる大学」

「大学と東大阪市との連携・協力に関する包括協定」を締結したのを機に、大学の特色を活かした地域発展のために貢献できる取り組みを具体化し運営できる組織づくりをする。

4. 「世界の人たち、地域の人たちとつながり社会で活躍できる人材」

国際化を進めグローバル人材を育成する大学として、大学のさらなる国際化をめざし、海外の人たちと共に学ぶ経験を豊かにする。本学学生の海外経験、異文化理解、語学力、就業力向上の強化を目指したプログラムと各種国際交流、海外研修、留学プログラムを拡充する。

平成 28(2016)年度より教育効果を得るために、さらに教育目標、教育方針を具体化し教育実践できるものを示すため、「本学の使命と目指す人材、大学のビジョン」を次のように掲げ、管理職諮問機関である大学改革プロジェクトチームと将来構想委員会を組織して新事業の検討及び実施している。

この「本学の使命と目指す人材、大学のビジョン」に基づき、平成 30(2018)年度の実践介護福祉学科開設、令和 6 年度からの実践保育学科における長期履修学生制度の導入を実施した。

[区分 基準 I-B-2 学習成果 (Student Learning Outcomes) を定めている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。
- (2) 学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。
- (3) 学習成果を学内外に表明している。
- (4) 学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

<区分 基準 I-B-2 の現状>

建学の精神を継承し、学則第1条(目的)・第5条の2(各学科の人材養成目的)に従い、一般教養並びに専門科目に関する教育と研究を通じて、社会の良き形成者を育成し、世界文化の発展と人類福祉の向上に貢献するために、次項で述べる三つのポリシーを策定し、以下のように学科ごとに各養成施設あるいは課程で取得できる資格の要件を満たすことを学習成果としている。

基準 I-B-2 表1 取得できる免許状及び資格等の種類

学科	コース	免許状及び資格等の種類
実践食物学科	栄養士コース	中学校教諭二種免許状(家庭) 栄養教諭二種免許状 栄養士免許証 食品科学技術認定証 社会福祉主事任用資格 テーブルコーディネート初級
	製菓衛生師コース	製菓衛生師受験資格 食品科学技術認定証 社会福祉主事任用資格 パティスリーラッピング資格認定証 テーブルコーディネート初級 ※中学校教諭二種免許状(家庭)
実践保育学科		幼稚園教諭二種免許状 保育士証 社会福祉主事任用資格 認定ベビーシッター資格
介護福祉学科		介護福祉士受験資格 社会福祉主事任用資格

実践食物学科の栄養士コースを栄養士養成施設として登録し、栄養士免許状の取得を目指すと共に、教職を目指す学生のために栄養教諭二種及び中学校教諭二種(家庭)の免許取

得ができる教職課程を設け、製菓衛生師コースを製菓衛生師養成施設として登録し、それぞれ定められた指定科目に基づいたカリキュラム内容で教育を行っている。

実践保育学科：保育士養成施設として登録し、保育士証の取得を目指すと共に、幼稚園教諭を育成するために幼稚園教諭二種の免許取得ができる教職課程を設けている。認定こども園などの増加傾向にある保育行政の推移を考えながら、保育教諭として認められるには、幼稚園教諭二種免許状、保育士証の2つの免許・資格が必要であることを、オリエンテーションをはじめ、機会あるごとに学科の教員がそれぞれの授業の中でも詳しく説明をし、できる限り学生が4種類の資格をすべて取得するように指導している。

介護福祉学科：介護福祉士養成施設として登録し、介護福祉士国家試験の受験資格の取得を目指しているが、介護福祉士国家資格は、資格取得の経過措置期間にあり、国家試験受験タイプと資格登録タイプがある。後者は、養成施設における所定の教育を受けた者が、指定機関に登録を行うことによって資格取得が可能となる。このため一人でも多くの介護福祉士取得者を輩出できるよう、現行制度に合わせいずれのタイプにも対応できる柔軟な国家試験対策プログラムを策定して教育の充実を図っている。留学生については、日本語能力向上の取り組みとして国際交流センターと連携して、在学中に現在取得している「日本語能力試験」の級よりも上位の級の受験を目指すよう支援し、合格した場合の奨励制度も設けて推奨に努めている。

学習成果の達成状況は、各学生の単位履修状況や免許・資格取得状況としてアドバイザーをはじめとする教員が把握し、学科会議で情報の共有を図っている。

学習効果の測定により必要が生じた場合あるいはカリキュラム変更等のあった場合、学科会議においてその内容を再検討している。

〔区分 基準 I-B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 三つの方針を関連付けて一体的に定めている。
- (2) 三つの方針を組織的議論を重ねて策定している。
- (3) 三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。
- (4) 三つの方針を学内外に表明している。

<区分 基準 I-B-3 の現状>

本学の建学の精神を継承し、学則第1条(目的)・第5条の2(各学科の人材養成目的)に従い、一般教養並びに専門科目に関する教育と研究を通じて、社会の良き形成者を育成し、世界文化の発展と人類福祉の向上に貢献するための学習成果を、ディプロマポリシー（卒業認定・学位授与に関する方針）として定め、ディプロマポリシーに沿って学生が単位を取得し、資格を取得できているかを確認しながら、卒業認定を行っている。

カリキュラムポリシー（教育課程の編成方針）は、学則第7条（授業科目）、第8条（授業単位）、第9条（卒業の要件等）、第10条（単位修得の認定）及び第11条（学習評価）並びにディプロマポリシーに基づき定め、カリキュラムポリシーに従ってカリキュラム内容の検討を各学科会議、教務委員会等で行い、変更が必要な場合は教授会での承認を経て学

則変更を行っている。また、クラスアドバイザー及び学科長が主となりカリキュラムポリシーに基づいて学生が単位を取得できているか、状況をチェックして指導にあたっている。

入学者の受け入れ方針（アドミッションポリシー）は、大学の使命、目的に基づき学科の教育目標、教育目的に応じて、学科ごとに明文化し、入学前の学習成果の把握・評価を実施している。

このように三つの方針は、いずれも建学の精神、教育目的、教育目標及び学科の方針に基づいて策定されており、学科の新設、改組等に伴う学則の変更とともに将来構想委員会、評議会等において見直しが必要か検討してきた。直近では平成 30(2018)年 4 月の、介護福祉学科の新設に伴い介護福祉学科の新たな三つの方針を策定した。

三つの方針は、「カレッジガイド」、本学ホームページ、大学案内等に明示し、学生及び外部への周知を図っている。

<テーマ 基準 I-B 教育の効果の課題>

本学の教育目的・目標は、前述通り具体的かつ簡潔に文章化され、様々な媒体を通して学生、教職員に周知し、教育活動にも生かしている。学生や地域社会への発信も多彩な媒体を使い工夫しているが、情報社会の今、アピールの仕方や媒体等の活用について、目まぐるしく変化する時代にマッチした内容や方法を意識し、工夫していかなければならないと考えている。

18 歳人口の減少と、高校生の資格ニーズの弱まりを感じる中、見通しを持った中長期計画を学園全体でも協議しながら、より具体的で実現可能な教育の効果の目標を持たなければならない、そのための情報収集に努めていかなければならない。

<テーマ 基準 I-B 教育の効果の特記事項>

特になし。

[テーマ 基準 I-C 内部質保証]

<根拠資料>

提出資料

06. 東大阪大学短期大学部学則

12. 東大阪大学短期大学部自己点検・評価委員会規程

13. 2023 年度シラバス

14. ウェブサイト「基本情報」

<https://www.higashiosaka.ac.jp/information/>

15. UNIVERSAL PASSPORT （ゲストユーザーでログイン可能）

<https://star.higashiosaka.ac.jp/up/faces/login/Com00501A.jsp>

16. 2023 年度授業評価アンケート

備付資料

- 06. 令和5年度事業報告書
- 08. 令和3年度事業報告書
- 09. 令和4年度事業報告書
- 10. 令和3年度事業計画書
- 11. 令和4年度事業計画書
- 12. 令和5年度事業計画書

[区分 基準 I -C-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
- (2) 定期的に自己点検・評価を行っている。
- (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
- (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
- (5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。
- (6) 自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。

<区分 基準 I -C-1 の現状>

内部質保証に関する方針は、学則に

(自己点検・評価)

第2条「本学は教育研究水準向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。」

2「前項の点検及び評価を行うにあたっての適切な項目については別に定め。」と定めている。

自己点検評価に関する事項については、「東大阪大学短期大学部自己点検・評価委員会規程」(提出-12)を定め、第2条(目的)で「委員会は短期大学部の教育研究水準の向上、並びに管理運営等の活性化に努めるとともに、その状況について点検及び評価を行い、もって社会的使命を達成することを目的とする。」としている。また、第4条(組織)で、その構成員を評議会構成員及び学長の指名する教職員としている。

自己点検・評価委員会の構成員は、それぞれの学科、部署の責任者であり、詳細にわたる日々の業務点検、評価が可能であるため、毎年度末に前年度の計画に沿った事業として展開されているかを点検しながら、各学科、各部署で自己点検・評価の報告書としての事業報告書(備付-06)(備付-08)(備付-09)及び新年度の事業計画書(備付-10)(備付-11)(備付-12)を作成している。これらの年度ごとの事業計画書及び事業報告書はともに、本学ホームページ上で公開している(提出-14)。

毎年度、校務分掌上の各学科、各部、各センター、各委員会等、大学運営を担うほとんどの機関、部署で協議された事業計画書に基づいて、事業が運営されており、その結果を事業報告書として作成しているため、その機能性は非常に高いものとなっている。

作成した事業計画書、事業報告書は教授会で報告され、全教職員が共有している。また、法人組織である管理職会議及び理事会でその内容を協議しており、その際に理事あるいは

系列高等学校からの意見があった場合、管理職が各学科、各部署にその内容を伝えることで、改善に繋げている。

このように日常的には、各学科、各部署から、事業に対する報告がなされており、その都度、評価反省を行い、即改善できるところは改善、実効しており、組織全体での PDCA サイクルの仕組みが確立していて、内部質保証に努めている。

[区分 基準 I -C-2 教育の質を保証している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。
- (2) 査定の手法を定期的に点検している。
- (3) 教育の向上・充実のための PDCA サイクルを活用している。
- (4) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

<区分 基準 I -C-2 の現状>

科目の担当教員は、ディプロマ・ポリシーと科目の内容により、「シラバス作成の手引き」に従って「授業のテーマ（目的・ねらい）」「授業内容の概要」「授業修了時における達成課題（到達目標）」及び「単位認定の方法及び基準」を設定し、シラバスにこれらを明記して授業開始時のガイダンスにおいて学習成果として説明をしている（提出-13）。

学習成果は、授業形態に応じて、筆記試験、レポート、提出物、実技試験、授業時の課題などを組み合わせ、達成度を量的・質的データとして測定している。

学生は、自分の取得した科目の成績を、在学者向け情報サービスサイトである「UNIVERSAL PASSPORT」において随時確認することができる（提出-15）。取得した単位数は、教養、専門、自由選択に分けて合計数が示されており、取得を目指すそれぞれの資格の必修科目の取得状況も明確に示されている。「UNIVERSAL PASSPORT」では、未取得単位の有無についてもチェックを行うことができ、学生自ら学習成果の達成度が解る仕組みとなっている。

「UNIVERSAL PASSPORT」には、各学科の教員もアクセスすることができるので、学習成果の達成状況を、各学生の単位履修状況や免許・資格取得状況としてアドバイザーをはじめとする教員が把握し、学科会議で情報の共有を図ることができる。このため、学習成果達成のための個別指導をすることが可能で、卒業や資格取得についての問い合わせ等が学生からあれば即座に対応ができるようになっており、より充実した学生指導を行うことができる。

さらに「UNIVERSAL PASSPORT」は、保護者へも ID を提供しており、保護者が学生の学習成果の達成度を確認することができる。また、個別教育懇談会（12 月頃実施）にて学習成果の達成状況について個別の説明を行っている。

各免許・資格取得のためには、定められた学外実習が必要であるが、実習担当教員だけでなく、全ての学科教員が学科会議や学内メールなどによって、実習生に対する情報を共有できるようにしており、適時アドバイスが行えるようになっている。

各年度の前期終了時と後期終了時に授業評価アンケートを実施し（提出-16）、学生の授業

に対する自己評価及び教員に対する評価を収集しており、これらの結果は各教員が、「UNIVERSAL PASSPORT」において担当科目ごとに確認することができる。これを元に教員は各科目の授業内容や評価方法の改善に繋げている。

学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更があった場合は、必要に応じて担当教員を含めた各学科会議で科目内容、担当教員等の変更を検討し、教務委員会において変更点を確認あるいは協議したうえで、教授会の承認を経て学則等の変更を行っている。

<テーマ 基準 I -C 内部質保証の課題>

内部質保証のための組織は、「評議会」「教授会」と、「大学改革プロジェクト」「基盤教育センター」が中心組織となっている。「自己点検・評価委員会」において、まとめる作業を行い事業計画、中期計画に反映させている。小規模大学では、限られた人数で運営するため、組織ができているが構成メンバーはほぼ同じメンバーが担うことになるため、それぞれ独立した会議を開くというよりは、同じ案件がそれぞれの会議で課題となって話し合っている。組織として独立したものにすることが課題であるが、日常的に全教職員で、教授会を中心に内部質保証を目指し取り組んでいる。各部署の事業報告をもとにさらに丁寧に検証する時間が必要であると考えている。

「大学改革プロジェクト」で、より具体的な目標や方針を検討しており、評議会、将来構想委員会、各学科との連携を図ることで効果を得ると考える。

<テーマ 基準 I -C 内部質保証の特記事項>

令和5年度の事業計画策定にあたり、「あらゆることを見直し改革する、昨年どおりは通用しない」をスローガンに、「大学改革プロジェクト」及び「将来構想委員会」「入試拡大会議」を定期的に行い、大学・短期大学部の組織改革及び教育内容の見直し、入試広報活動の在り方を「教職員の知恵とアイデアを生かし、斬新的な内容で大学改革」を行うとしている。

<基準 I 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画で、大学改革プロジェクトチームを立ち上げ第1期とする中期計画を策定したことを記載した。

第1期中期計画（2015年度～2019年度）では「大学改革プロジェクト」を編成し、「入学者受け入れ対策」「就職充実対策」「学科、組織対策」に分かれ改革検討を重ねてきた。特に、第1期においては主に組織づくりに力を入れ、学内運営組織を定着させてきた。

第2期（2020年度から2024年度）は建学の精神に基づき、本学の社会的使命、目指す学生像の実現のため実践、運営していく段階と考え、引き続き「大学改革プロジェクト」を中心に運営し、学園内組織との連携を図りつつ教育実践をしてきた。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

学園全体の中期計画（2023 年度～2028 年度）策定に伴い、大学は、第 2 期中期計画（2020 年度から 2024 年度）の途中であるが、2022 年度までの第 2 期中期計画を一つの区切りとして評価、反省をし、その上で、新たに次のような第 3 期中期計画（2023 年度～2028 年度）を策定している。

<大学の目指すビジョン>

1. 「21 世紀の社会を支え活躍できる人材の育成」
2. 「自らの資質を向上させ、社会的、職業的自立を目指す」
3. 「地域に根差した大学として、地域と繋がり貢献できる大学」
4. 「世界の人たち、地域の人たちとつながり社会で活躍できる人材」

○短期大学部

社会人としての基礎学力を修得し、専門的実践的力を身に付け、地域の人たちと共に未来を切り拓く人材の育成

<短期大学部の使命>

1. 職業人としての基礎学力と実践力を磨いた人間性豊かな人材
2. 実践力を社会で生かし社会貢献できる人材
3. 地域を愛し、地域を支え地域で活躍できる人材

重点方針

1. 入学者受け入れ対策
2. 基盤教育センター
3. I C T環境の整備と活用
4. 学科・組織対策
5. 地域に開かれた大学
6. 施設設備計画

以上、第 3 期中期計画を策定し、「社会に見える大学」を目指し、全教職員が一丸となり、本学が目指す、学生を大事にした質の高い教育に取り組み学生確保に努める。

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]

<根拠資料>

提出資料

01. 2023 年度カレッジガイド (COLLEGE GUIDE 2023)
02. 2024 年度カレッジガイド (COLLEGE GUIDE 2024)
03. 2023 年度大学案内 (CAMPUS GUIDE BOOK 2023)
04. 2024 年度大学案内 (CAMPUS GUIDE BOOK 2024)
05. ウェブサイト「建学の精神と3つのポリシー」
<https://www.higashiosaka.ac.jp/about/feature/>
<https://www.higashiosaka.ac.jp/pdf/2020info/policy.pdf>
06. 東大阪大学短期大学部学則
10. 2023 年度募集要項 (募集要項 2023) (入学願書を含む)
11. 2024 年度募集要項 (募集要項 2024) (入学願書を含む)
12. 東大阪大学短期大学部自己点検・評価委員会規程
13. 2023 年度シラバス
15. UNIVERSAL PASSPORT (ゲストユーザーでログイン可能)
<https://star.higashiosaka.ac.jp/up/faces/login/Com00501A.jsp>
16. 2023 年度授業評価アンケート
17. 学年暦 2023
18. ウェブサイト「各学科の履修モデル」
 実践食物学科 栄養士コース
https://www.higashiosaka.ac.jp/pdf/2023info/model_af_dt.pdf
 実践食物学科 製菓衛生師コース
https://www.higashiosaka.ac.jp/pdf/2023info/model_af_chm.pdf
 実践保育学科
https://www.higashiosaka.ac.jp/pdf/2022info/model_ac.pdf
 介護福祉学科
https://www.higashiosaka.ac.jp/pdf/2023info/model_sc.pdf
19. ウェブサイト「学生納付金 (初年度納付金)」
<https://www.higashiosaka.ac.jp/admission/tuition/>
20. 免許・資格取得状況
21. 令和5年度就職内定進学状況教授会資料
22. 実践保育学科卒業研究アンケート

備付資料

06. 令和5年度事業報告書
08. 令和3年度事業報告書

- 09. 令和4年度事業報告書
- 13. 卒業研究発表会チラシ（実践食物学科、実践保育学科）
- 14. 多文化と介護 Vol. 1, 69073, 2024
- 15. 在学生向け E-Learning サイト 学内 E-Learning 学びの泉
<https://moodle.higashiosaka.ac.jp/16>.
- 16. 在学生向け E-Learning サイト 基礎学力強化 E-Learning ひがドリ
<https://www.higashiosaka.ac.jp/e-learning/>
- 17. FD・SD 活動記録

提出資料 - 規程集

- 57. 東大阪大学短期大学部科目等履修生細則
- 76. 東大阪大学短期大学部長期履修学生規程

[区分 基準Ⅱ-A-1 学科・専攻課程ごとの卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。
 - ①卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。
- (2) 卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。
- (3) 卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。

<区分 基準Ⅱ-A-1 の現状>

建学の精神、学園訓に則り、教育目的、教育目標、学部学科の方針を策定し、これに基づき本学のディプロマポリシー（卒業認定・学位授与に関する方針）を策定し、「カレッジガイド」（提出 - 01）（提出 - 02）、大学案内（提出 - 03）（提出 - 04）、本学ホームページ（提出 - 05）、等に明示し、学生への周知を図っている。

【東大阪大学短期大学部ディプロマポリシー（卒業認定・学位授与に関する方針）】

東大阪大学短期大学部で以下のような能力を身につけ、かつ所定の単位を修得した学生は、卒業が認定されます。

【実践食物学科】

- 1. すべてのことに感謝の気持ちを持ちながら、健康を維持するために食生活全般に興味・関心を持つことのできる人となる。
- 2. 常に向上心を持って努力し、多様な分野で広い視野を持って活躍できる人となる。
- 3. 自分を大切にし、健康維持に努めるとともに、他の人にも心を配って社会に寄与・貢献できる人となる。

【実践保育学科】

1. 人間が生きていくことの意味を伝え、自然に対する畏敬の念を抱き、それを守り、科学や文化、芸術に対する感受性を伸ばすことのできる人となる。
2. 勉強や仕事をすることは、即ち文化の継承だとの認識に立ち、物を大切にし、健康の大切さを認識し、精神的な豊かさの重要性を伝えられる人となる。
3. 世界には多様な価値観があることを教え、差別やいじめを許さない心を育て、自分の大切さ、ひいては他人を理解することの大切さを伝えられる人となる。

【介護福祉学科】

1. 一般教養だけでなく、人間の尊厳・倫理観を兼ね備え介護人材としての教養を備えていること。
2. 社会の在り方から介護保険を中心とした各種制度を理解していること。
3. 介護の考え方、介護のコミュニケーション、介護計画の立案等、介護の基本を確実に修得していること。

卒業の要件の単位数は、「短期大学設置基準」第13条に示された基準に基づき、学則第9条（提出 - 06）に「本学を卒業するためには、学生は2年以上在学し、別表1に定めるところにより、次のとおり単位を修得しなければならない」と規定されている。授業科目の一般教養科目、専門科目及び教職科目、必修と選択の区分、単位数については、学則第7条に規定されている。

以下に卒業要件を科目の区分に分けて記載する。

基準Ⅱ-A-1 表1 卒業要件

学 科	科 目 区 分	必 要 単 位 数	合 計
実践食物学科	一般教養科目 専門科目	12単位以上 52単位以上	64単位以上
実践保育学科	一般教養科目 専門科目・教職科目	12単位以上 52単位以上	64単位以上
介護福祉学科	一般教養科目 専門科目	12単位以上 52単位以上	64単位以上

授業単位の計算方法は、第8条に規定され、単位取得の認定は、第10条に原則として毎学期又は学年末の試験によると規定されている。試験成績は、第11条で学習評価として以下に示すように規定され、科目ごとの単位認定の方法及び基準は、シラバスに記載されている（提出 - 13）。

基準Ⅱ-A-1 表2 学習評価

評価	成績基準	合否
S	90～100	合格
A	80～89	合格
B	70～79	合格
C	60～69	合格
F	0～59	不合格

栄養教諭、中学校教諭2種（家庭）及び幼稚園教諭2種の各教育職員免許状の取得は、学則第9条第4項の規定により、別表1に定めた単位を修得しなければならない。

学則第9条第5項の規定により細則2に栄養士養成課程履修細則が、学則第9条第6項の規定により細則4に指定保育士養成施設履修細則が、学則第9条第8項の規定により細則5に食品科学技術認定証書取得（フードサイエンティスト）の履修細則が、学則第9条第3項の規定により細則6に認定ベビーシッター資格認定証取得の履修細則が、学則第9条第9項の規定により細則7に製菓衛生師養成課程履修細則が、学則第9条第10項の規定により細則8に介護福祉士養成課程履修細則がそれぞれ規定されている。

これらの免許・資格の取得要件は、文部科学省及び厚生労働省による関係各法令あるいは規則及び各資格を主催する団体の規程にのっとり定められている。

所定の単位を取得した学生に対する卒業の認定は、学則第21条の規定により、卒業判定教授会の議を経て学長が行う。

以上の学位授与の方針は、学則・細則として全学生に入学時に配布される「カレッジガイド」に記載されている。さらに、「カレッジガイド」には、各学科カリキュラム及び履修上の注意として、卒業の要件及び各免許あるいは資格の取得についての記載がなされており、学位授与の方針を判りやすく説明している。アドバイザーをはじめとする各教員は、この「カレッジガイド」を使用して学生への指導を行っている。

また、評議会又は各学科会議において学位授与の方針の点検を随時行っており、変更の必要が生じた場合は教授会での審議を経て変更を行っている。

[区分 基準Ⅱ-A-2 学科・専攻課程ごとの教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。
- (2) 教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程を編成している。
 - ① 短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。
 - ② 学習成果に対応した、授業科目を編成している。
 - ③ 単位の実質化を図り、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。
 - ④ 成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等にのっとり判定している。

る。

⑤ シラバスに必要な項目（学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を明示している。

⑥ 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業（添削等による指導を含む）、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。

(3) 教育課程の見直しを定期的に行っている。

＜区分 基準Ⅱ-A-2の現状＞

学則第7条（授業科目）、第8条（授業単位）、第9条（卒業の要件等）、第10条（単位修得の認定）及び第11条（学習評価）並びにディプロマポリシーに基づき、以下のカリキュラムポリシー（教育課程の編成方針）を策定し、「カレッジガイド」、大学案内、本学ホームページ、等にも明示し、学生への周知を図っている。

【東大阪大学短期大学部カリキュラムポリシー（教育課程の編成方針）】

東大阪大学短期大学部では、実践食物並びに幼児教育及び幼児保育、介護福祉に関する実践的な専門の学芸を授け、家庭・社会の良き形成者を育成するため、以下のような方針に基づいてカリキュラムを編成しています。

【実践食物学科】

1. 多様な基礎的知識と、基本的な学習能力の獲得のため全学に共通する一般教養科目を設置する。
2. 食の大切さを学び、健康で豊かな食生活が送れるように積極的に努力し、実践できる能力を養い、社会的に貢献できる人材を養成するため専門科目を設置する。
3. 食に関する科目を修めるとともに、教育者としての免許状を取得するため、教職科目を設置する。

【実践保育学科】

1. 多様な基礎的知識と、基本的な学習能力の獲得のため全学に共通する一般教養科目を設置する。
2. 幼児期における教育及び保育に関わる者に求められる深い知識を習得し、人間的に豊かな人材を養成するため専門科目を設置する。
3. 幼児期における教育及び保育に関する科目を修めるとともに、教育者としての免許状及び保育士としての保育士証を取得するため、教職科目を設置する。

【介護福祉学科】

1. 職業人としてふさわしい教養と思考力を養うために、一般教養科目を設置する。
2. 介護人材として相応しい教養、制度を修得する専門「人間と社会」領域科目

を設置する。

3. 介護の基本・全体像、介護技術等を修得する専門「介護」領域科目を設置する。

4. 介護に必要な周辺知識を修得する専門「こころとからだのしくみ」領域の科目を設置する。

5. 医療的ケアに必要な知識・技術を修得する専門「医療的ケア」領域の科目を設置する。

6. 介護福祉士養成施設としての科目を構成する。

7. 学生負担及び学習順序を考慮した配当年次を構成する。

本学を卒業するためには、学生は2年以上在学し、一般教養科目12単位以上、専門科目52単位以上、合計64単位以上を取得しなければならない。各学科は、本学の教育目的・教育目標に沿った免許・資格が取得できる教育課程を中心に年間スケジュールのもと編成している（提出-17）。教育課程の内容は、学科ごとに履修モデルとしてホームページに掲載されている（提出-18）。

各科目の成績評価は、シラバスに「単位認定の方法及び基準」として記載されており、講義科目については、筆記試験の成績、受講態度を加味して評価しているものが多く、演習や実験・実習科目については、レポートなどの提出物及び受講態度での総合評価を基本として、筆記試験を課している科目もある。試験成績は、学則第11条に規定された方法で厳格に適用している。

[区分 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教養教育の内容と実施体制が確立している。
- (2) 教養教育と専門教育との関連が明確である。
- (3) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

＜区分 基準Ⅱ-A-3の現状＞

短期大学設置基準にのっとり、各学科に一般教養科目を定め、12単位以上を必ず取得しなければならないと定めている。この、一般教養科目にリメディアル教育を目的とした「大学で学ぶⅠ」（1年前期1単位）「大学で学ぶⅡ」（1年後期各1単位）、キャリア教育を目的とした「社会人になるにはⅠ」（2年前期1単位）「社会人になるにはⅡ」（2年後期各1単位）を設けて、これを必修科目としている。これらの科目は、基礎学力や社会性を身に付けるだけでなく、それぞれの学科で取得を目指す免許・資格へのモチベーションを保てるような授業内容となっている。

さらに、専門教育との関連性が保てるように各学科で目指す免許・資格の履修細則にのっとり一般教養科目の中に必修科目を定めている。

介護福祉学科では、一般教養科目8科目16単位中8単位以上を選択必修しなければならない

ないといった介護福祉士養成課程履修細則が定められているため、開設時には「大学で学ぶ」と「社会人になるには」を設けていなかった。また、選択必修科目が2年後期にも開講されていたため、この単位を履修できなかった場合、資格取得が困難な学生が生じていた。そこで、リメディアル教育とキャリア教育の充実、社会人としての基礎学力を修得し、専門的実践的力を身に付けるといった「大学改革プロジェクト」が策定した「本学の目指すビジョン」にのっとり、「大学で学ぶⅠ」「大学で学ぶⅡ」「社会人になるにはⅠ」「社会人になるにはⅡ」の4科目を実践食物、実践保育両学科と同様に必修科目として開講するとともに、一般教養科目の配当年次を介護福祉学科の学科会議において再検討し、教務委員会及び教授会での審議を経て2023年度にカリキュラム改定を実施した。

このようにより実践力をつけるため、各学科会議及び教務委員会にてカリキュラムの改革、検討を行っている。特にキャリア教育の充実及び実習、演習、実践科目を重視したカリキュラム編成を工夫し、教育内容の充実を図ってきた。

[区分 基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は实际生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。
- (2) 職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

<区分 基準Ⅱ-A-4 の現状>

基準Ⅰ-B-1、基準Ⅱ-A-1、基準Ⅱ-A-2 で述べたように、本学の使命は、建学の精神を継承し、学則第1条(目的)・第5条の2(各学科の人材養成目的)に従い、一般教養並びに専門科目に関する教育と研究を通じて、社会の良き形成者を育成し、世界文化の発展と人類福祉の向上に貢献することにある。この方針にのっとり、実践食物学科栄養士コースは、栄養士養成施設として栄養士、教職課程において栄養教諭(2種)及び中学校教諭2種(家庭)の養成を、製菓衛生師コースは製菓衛生師養成施設として製菓衛生師の養成を、実践保育学科は、保育士養成施設として保育士、教職課程において幼稚園教諭2種の養成を、介護福祉学科は介護福祉養成施設として介護福祉士の養成を各養成施設指定科目及び教職課程科目で定められたカリキュラム内容で実施している。

各学科において取得できる免許状及び資格の種類は次のとおりである。

基準Ⅱ-A-4 表1 取得できる免許状及び資格等の種類(再掲)

学科	コース	免許状及び資格等の種類
	栄養士コース	中学校教諭二種免許状(家庭) 栄養教諭二種免許状 栄養士免許証 食品科学技術認定証 社会福祉主事任用資格

東大阪大学短期大学部

実践食物学科		テーブルコーディネート初級
	製菓衛生師コース	製菓衛生師受験資格 食品科学技術認定証 社会福祉主事任用資格 パティスリーラッピング資格認定証 テーブルコーディネート初級 ※中学校教諭二種免許状（家庭）
実践保育学科		幼稚園教諭二種免許状 保育士証 社会福祉主事任用資格 認定ベビーシッター資格
介護福祉学科		介護福祉士受験資格 社会福祉主事任用資格

「大学で学ぶ」及び「社会人になるには」といった科目において、卒業生あるいは企業による講演を実施し、各免許の取得が、社会人としての基礎学力を修得し、専門的実践的力を磨き身に付け、地域の人たちと共に未来を切り開く人材として活躍できるといった内容で説明を行うと共に、各学生の単位履修状況や免許・資格取得状況を「UNIVERSAL PASSPORT」（提出 - 12）にてアドバイザーをはじめとする教員が把握し、個別の指導を行っている。

社会人のリカレント教育への対応である科目等履修生については、学則第 27 条に明記し、東大阪大学短期大学部科目等履修生細則（提出資料 - 規程集 57）にて規定を定めており、実践食物学科及び実践保育学科において受け入れを実施している。

さらに、学則第 6 条の 2 に、長期履修制度について明記し、東大阪大学短期大学部長期履修学生規程（提出資料 - 規程集 76）にて規定を定めており、実践保育学科において令和 6 年度入学生から受け入れを開始している。

〔区分 基準Ⅱ-A-5 学科・専攻課程ごとの入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学者受入れの方針は学習成果に対応している。
- (2) 学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。
- (3) 入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。
- (4) 入学者選抜の方法は、入学者受入れの方針に対応している。
- (5) 高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。
- (6) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。

- (7) アドミッション・オフィス等を整備している。
- (8) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。
- (9) 入学者受入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

<区分 基準Ⅱ-A-5の現状>

入学者の受け入れ方針（アドミッションポリシー）は、大学の使命、目的に基づき学科の教育目標、教育目的に応じて、学科ごとに明文化されおり、「カレッジガイド」、大学案内、本学ホームページ、募集要項等に明記し周知しており、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。

オープンキャンパス、高等学校で開催される進路説明会、高等学校及び日本語学校教員を対象とした進路説明会及び高等学校訪問、高等学校向けの出前授業等、さまざまな機会に募集要項、大学案内等を配布し、生徒、保護者、高等学校教員に対し、入試広報部の教職員が中心となり全教職員が丁寧に説明し、入学者受け入れの方針を周知している。また、入学試験合格者に対しては、入学前教育を実施し、入学までの学習意欲の維持とともに、アドミッション・ポリシーの周知徹底を図る機会にしている。

東大阪大学短期大学部アドミッションポリシー（入学者受入方針）

実践食物学科

食物や栄養に関心を持ち、専門知識と技能を得て、将来の生活に役立てたいと考えている人、「食」をめぐる社会環境について見識を深め、食物栄養の分野で「人」の「健康」にかかわって社会で活躍したいという意識を持った人を望みます。

実践保育学科

“子どもが好き”であることは必須条件であるが、それだけではなく、教育・保育の場は専門的な知識と技術、立派な人格を備えた「人物」が求められる社会であることを認識し、その目標達成のために積極的に学び、成長しようとする人を望みます。

介護福祉学科

介護に関心を持ち、介護を必要とする人の立場にたって理解できる素養を身につけている人、介護に関する知識を深め、介護分野において社会的にも貢献しようという意欲のある人を望みます。

入学者選抜に係る実施方針については、大学設置基準第2条の2に基づき学則第16条の2を定めている。その規定に基づき東大阪大学短期大学部入試委員会規程（提出資料－規程集16）を設け、公正かつ適切に行っている。入学試験期日、募集人員、内部選考等の募集方針、選考方法、入学試験科目等の選考様式、入学試験問題の設定及び入学試験問題作成委員の指名、合否判定審議資料の作成、その他入学試験等に関して必要な事項は入試委員会規程第3条に定め、それに基づいて行っている。

基準Ⅱ-A-5 表1 入試区分毎の入学者選抜方針

入試区分	入学者選抜方針
総合型 選抜入試	I オープンキャンパス参加型、II 課題型、III 自己 PR 型、IV 資格 PR 型の4タイプがある。I は体験授業の課題レポートを作成し、II は各学科から課されたテーマの課題作文を作成、III は各学科から課されたテーマに沿った実技などの自己表現を面接時に実施、IV は受験生より取得した資格に関して提出してもらい面接を実施。これらの評価に加えて、志望理由書に基づいた面接者2名による、評価の観点に基づいたきめ細かな面接を実施し、本学のアドミッション・ポリシーを十分に理解しているかを判断し、人間性豊かで将来を視野に入れ、自主性に富んだ意欲のある人材を求め実施している。
学校推薦型 推薦入試	【内部推薦】 本学併設校である東大阪大学敬愛高等学校、東大阪大学柏原高等学校の学校長が推薦する学生について、アドミッション・ポリシーに沿った質問による面接審査及び書類審査の総合評価により、本学学生としての適性・資質を確認している。 【指定校推薦】 高等学校との信頼関係に基づき、学校長が責任を持って推薦する学生について、アドミッション・ポリシーに沿った質問による面接審査及び書類審査の総合評価により、本学学生としての適性・資質を確認している。 【公募推薦】 基礎学力検査（「国語」、「英語」、「小論文」）、アドミッション・ポリシーに沿った質問による面接審査及び書類審査の総合評価により、本学学生としての適性・資質を確認している。
一般選抜入試	基礎学力検査（「国語」、「英語」、「小論文」より1科目選択）で本学学生としての適性・資質を確認している。
社会人入試	満21歳以上で、社会人として3年以上の経験（職業または家事に従事）を有している者に対して、課題文に対する小論文、自己推薦書とアドミッション・ポリシーに沿った質問による面接審査を実施して、総合評価により、本学学生としての適性・資質を確認している。
留学生入試	外国人であって、外国において日本の高等学校に相当する12年の教育課程を修了した者、及び令和6（2024）年3月修了見込みの者で、日本語能力試験N2合格以上または日本留学試験（日本語）200点以上で、就学に必要な日本語の素養のある者に対し、日本語学力検査、自己推薦書に基づく個人面接審査を実施して、本学学生としての適性・資質を確認している。

帰国生・渡日 入試	日本国籍を有し外国の高等学校を修了した者および終了見込みの者、日本の高等学校に在籍し令和6(2024)年卒業(終了)見込みの者で所定の期間を外国で教育を受けた者あるいは在籍高等学校長から外国引揚者子女として認定を受けた者に対して、日本語学力検査、自己推薦書に基づく個人面接審査を実施して、本学学生としての適性・資質を確認している。
--------------	---

学生受け入れ方法については、毎年、入試広報部で当該年度の結果に基づき、様々な項目のデータをもとに分析、評価、反省を行い、次年度案を作成し、入試委員会で慎重に審議し原案を作成している。それを評議会、教授会で審議し決定している。

さらに、入試拡大会議を開催し、学生数確保を最優先課題として、高校生の本学への注目度を高めるためにも、高校生が分かりやすい大学案内、重点的な教育内容のアピール等広報活動の新たな戦略に力を入れている。すなわち、教職員が高校訪問をする際は、直接大学の様子を説明し、授業内容を提示するだけでなく、高校の教員から意見聴取を行い入試拡大会議にて報告・検討を実施し、オープンキャンパスの開催方法、多彩な入試方法、学科の特色を生かした入試科目の設定に繋げている。

また、入試会場を、本学だけでなく、オンラインミーティングツールで面接が可能な会場を用意し、受験生の要望に対応できる方法を採り入れ、入学生確保に努めている。近年、留学生の受け入れも定着してきていたがコロナ禍の期間は減少した。さらに学生数を増やすために日本語学校の訪問や留学生対象の説明会等に積極的に参加し、学生確保に努めている。

授業料、その他入学に必要な経費は、本学ホームページ(提出-19)、大学案内、募集要項等に明示しており、受験の問い合わせについても、入試広報部の連絡先を明記しこれに対応している。

[区分 基準Ⅱ-A-6 短期大学及び学科・専攻課程の学習成果は明確である。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果に具体性がある。
- (2) 学習成果は一定期間内で獲得可能である。
- (3) 学習成果は測定可能である。

<区分 基準Ⅱ-A-6 の現状>

本学は、村上学園建学の精神と伝統に基づき、一般教養と共に食物・保育・介護福祉に関する実地的な専門の学芸を授け、家庭・社会の良き形成者を育成することを教育目的とし、実践食物学科では、栄養士免許証または製菓衛生師受験資格の取得に、実践保育学科では、保育士証または幼稚園教諭2種免許状の取得に、介護福祉学科では介護福祉士国家試験の受験資格の取得に必要とする資質や能力の修得を目指すことを、学習成果として定めている。これに加え、実践食物学科では栄養教諭2種免許状及び中学校2種免許状(家庭)の取得、実践保育学科では保育士証及び幼稚園教諭2種免許状の両方の取得を目指すことも学

習成果として定めている。

それぞれの免許の取得要件は、文部科学省及び厚生労働省による関係各法令あるいは規則に則って定められており、これに基づき 2 年間あるいは 3 年間（実践保育学科の長期履修生）で取得が可能となるよう教育課程を編成している。

各免許の取得は、社会人としての基礎学力を修得し、専門的実践的力を磨き身に付け、地域の人たちと共に未来を切り開く人材として活躍できるものである。

学習成果の達成状況は、各学生の単位履修状況や免許・資格取得状況としてアドバイザーをはじめとする教員が把握することができる（提出 - 20）（提出 - 21）。

各科目の学習成果は、担当者が「授業のテーマ（目的・ねらい）」「授業内容の概要」「授業修了時における達成課題（到達目標）」及び「単位認定の方法及び基準」として設定し、年度末までに教学部に提出している。教学部の職員は、これをもとに「シラバス作成の手引き」に従って作成されているかを確認し、不明な点あるいは変更が必要な点がある場合は、各学科長に報告し、適切なものに変更あるいは修正を行ったうえで学生に公開をしている。

実践食物学科及び実践保育学科では、2 年次には「卒業研究」の単位を設け、全員必修としている。教員が数名ずつの学生にテーマごとに指導を行い、後期試験終了後に卒業研究発表会を実施し、統合的な学習成果を評価している（備付 - 13）。

実践食物学科では、学生が 2～数名のグループごとにテーマを決め、その内容をパワーポイントにまとめ、A4 用紙 8 枚からなるポスターの製作及び 10 分間の学会形式による発表会を実施している。さらに、学生の中には複数のテーマに参加したり、学外実習や教育実習での取り組みについての発表を行ったりするケースもある。この発表会には 1 年次の学生が必ず出席し、次年度のモチベーションとなるよう配慮している。また、製作したポスターは学内で展示し、オープンキャンパスの際に参加した高校生や保護者へのアピールとしても活用している。

2020 年度及び 2021 年度は、コロナ禍により卒業研究発表会を実施することができなかったため、テーマごとに学生がパワーポイントの動画作成機能を用いて発表動画を作成し、学生、教職員、保護者へ YouTube の限定動画として配信した。この動画は、入学の決まった高校生の入学前教育の一環としても活用した。

実践保育学科の卒業研究は、2 年間の学びの集大成として、幼稚園や保育所の園児を対象とした演劇発表をクラス毎に企画、大道具・小道具製作等、発表までを全て学生の手により行っている。卒業研究発表会は、在校生だけでなく、保護者、入学予定の高校生だけでなく、近隣幼稚園や保育所の園児を招待するなど地域住民へも公開している。令和 5 年度は、前期に全員で人形を制作し、後期は人形劇チーム・器楽演奏チーム・ダンスチームという 3 グループ運営で発表会に向けた具体的な計画と実践を行った。それぞれのチーム担当の教員が、専門性を活かした指導を行うとともに、学生に創造すること・発想すること・実践することそして、協同することを主目標に掲げ「人形劇・オズの魔法使い」として発表を行った。まず、1 月 10 日に付属幼稚園生約 80 名を招待して実施し、広く市民の方々にも、研究の成果を披露したいと考え、東大阪布施リージョンセンター（夢広場）にて 1 月 30 日に下記の要領で実施した。

基準Ⅱ-A-6 表1 令和5年度実践保育学科卒業研究発表会
(東大阪布施リージョンセンター)

当日観覧者数	95名
内訳	
大学関係者	3名
近隣小学生	50名
近隣学校園関係者	3名
保護者・市民の方々	7名
実践保育学科1年生	32名

さらに、卒業研究発表会ののち、卒業研究でどれだけ自分の力を発揮できたかについてのアンケート調査（提出 - 22）を実施して学習成果を検証した。

介護福祉学科は、留学生と日本人が混在して介護福祉学を学んでいる。介護現場では、すでに外国人と日本人が協働する時代が始まっており、双方の異文化理解の必要性が高まっているため、必修科目として「多文化共生」を開設し、異文化相互理解について学生間のディスカッションや発表を通して考える機会を作っている。学期終了時には、多文化共生について学生がテーマを設定し、アンケート調査を実施した後、結果をポスターにまとめ、ポスターセッションを実施している。ポスターセッションには学科教員が審査員として参加し、優秀ポスターを選出して学生を表彰している。優秀者のポスターは、本学国際介護福祉学研究センター論文誌「多文化と介護」に写真を掲載している（備付 - 14）。

また、2021年度と2023年度は3月に東大阪市役所の最上階のフロアにて、実践食物学科のポスターや実践保育学科の作品を展示し、一般公開を行った。

【区分 基準Ⅱ-A-7 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) GPA分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積（ポートフォリオ）、ループリック分布などを活用している。
- (2) 学生調査や学生による自己評価、同窓生への調査、インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。
- (3) 学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。

<区分 基準Ⅱ-A-7の現状>

各学生は、自分の学習成果の獲得状況を単位履修状況や免許・資格取得状況として「UNIVERSAL PASSPORT」にて確認することができる。これは、教員も確認することができるので、アドバイザーを中心として学生に個別に指導することができる。

また、各期の終了時に学生に対する授業評価アンケートを実施し（提出 - 13）、この中で

学生自身が各授業における自己評価を実施できるようにしている。

資格の獲得状況については、卒業判定教授会にて全教員が情報を共有し、学位記授与式（卒業式）においても発表され、一部は毎年作成される事業報告書にも記載され公開されている（備付 - 06）（備付 - 08）（備付 - 09）。また、在籍状況、就職や進学などの進路状況と就職率は毎月の教授会資料に記載され、全教員が情報を共有し、学生への個別の指導、募集活動等に活用している（提出 - 21）。各養成施設としての国家資格取得状況と、各学科の資格をもとにした就職状況（提出 - 20）を学習成果として示した。

【実践食物学科】

基準Ⅱ-A-7 表1 実践食物学科栄養士コース 国家資格取得状況

年度	卒業者数（人）	栄養士取得者数（人）	栄養士取得率（%）
令和元年度	33	29	88
令和2年度	26	26	100
令和3年度	20	20	100
令和4年度	28	23	82
令和5年度	28	23	82

基準Ⅱ-A-7 表2 実践食物学科製菓衛生師コース 国家資格取得状況

年度	卒業者数（人）	製菓衛生師受験資格取得者数（人）	製菓衛生師受験資格取得率（%）	国家試験合格者数（人）	国家試験合格者率（%）
令和元年度	6	6	100		
令和2年度	5	5	100	5	100
令和3年度	25	24	96	24	100
令和4年度	17	17	100		
令和5年度	18	17	94		

製菓衛生師コースは、2年間の在籍中に製菓衛生師の国家試験を受験し、卒業時に国家資格を取得して就職できるよう、2年前期までに製菓衛生師養成施設として定められた科目を単位取得し、国家試験の受験資格を得たうえで、毎年11月頃に三重県で開催される国家試験を受験できるようにカリキュラム編成を行っている。さらに、2年後期の演習科目において国家試験の受験対策を実施し、合格率の向上を目指している。

令和3年に栄養士コース2年2名が、中学校（家庭）の教員採用試験に現役合格を果たした。令和4年大阪府、兵庫県、長崎県の採用試験(中学 家庭)合格者をだした。

また、一般社団法人全国栄養士養成施設協会が毎年実施している「栄養士実力認定試験」の受験を学習成果の量的・質的データとして活用すべく、令和元年から希望者に対し団体受験の手続きを行って受験を実施した。令和2年には15名が受験したが、受験料が自己負担

となることを嫌う学生が多く、昨年受験希望者はなかった

【実践保育学科】

基準Ⅱ-A-7 表3 実践保育学科 国家資格取得状況

年度	卒業者数 (人)	保育士取得者 数 (人)	保育士資格取 得率 (%)	幼稚園教諭 2種取得者 数 (人)	幼稚園教諭 2種資格取 得率 (%)
令和元年度	51	39	76	38	75
令和2年度	35	25	71	22	63
令和3年度	45	39	87	38	84
令和4年度	32	30	94	27	84
令和5年度	26	18	69	20	77

幼稚園教諭2種免許状、保育士証、社会福祉主事任用資格、認定ベビーシッター資格の取得が可能になっているが、これらの4つの資格をすべて取得した学生は少数で、多くは幼稚園教諭と保育士資格の2つを取得する学生が大半を占めた。幼稚園または保育士のいずれか1つの資格しか取得せず、あるいは資格を取得しないまま卒業して行く学生も若干名いたが、全体的には9割の学生が何らかの形で保育系関係施設に就職した。

【介護福祉学科】

基準Ⅱ-A-7 表4 介護福祉学科 国家資格取得状況

年度	卒業者数 (人)	介護福祉士受験 資格取得者数 (人)	介護福祉士 受験資格取 得率 (%)	国家試験合 格者数 (人)	国家試験合 格者率 (%)
令和元年度	50	47	94		
令和2年度	59	56	95	15	25
令和3年度	59	54	92	9	15
令和4年度	62	61	98	28	47
令和5年度	52	50	98	21	42

介護福祉士国家試験の受験資格を取得することで殆どの施設で就職が可能であるが、一部の施設においては国家資格取得を要望することがあるため、国家試験を受験することを希望する学生に対し、国家試験対策講座を開催してこれを支援している。

2023年度より授業の一環として、介護福祉士国家試験の過去問題のうち実技系の設問を選択し、出題から解説までの一連の動画作成し、学生間で共有している。動画にすることにより、例えば、ベッドから車いすへの移乗の設問などについて、選択肢ごと正答と誤答の解説を視覚的に実演している。この動画はアーカイブ化し、後輩も動画を通じた学習ができる

ように体系化を図っている。

2024 年度入学生からは、入学時に中央法規出版「見て覚える！介護福祉士国試ナビ」を全学生に配布し、専門領域学習の際の補助教材として使用し、早い段階からの国家試験受験への意識付けを行っている。

[区分 基準Ⅱ-A-8 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業生の進路先からの評価を聴取している。
- (2) 聴取した結果を学習成果の点検に活用している。

<区分 基準Ⅱ-A-8 の現状>

給食管理実習、保育実習、幼稚園教育実習における実習先訪問において、卒業生が就職している幼稚園、保育所、児童福祉施設、病院などで卒業生の状況と評価を聴取しているが、卒業生の進路先ならびに卒業生を対象としたアンケートは実施していない。

また、一部の就職先からは、卒業生の就職先における現状報告を受けている。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の課題>

実践食物学科製菓衛生師コースの学生数が増加するのに伴い、国家試験の合格率がやや低下している。国家試験対策として、授業時間外にも教員による指導を行っているが、時間が限られている。効果的な試験対策講座の検討を行う必要があると考える。

同様に介護福祉学科でも効果的な試験対策講座を検討しなければならない。現在は移行期間であるため、介護福祉士国家試験の受験資格で就職が可能であるが、今後国家資格を取得していることが必須となった場合に備える必要があるためである。

小規模大学であるため、教職員の数が限られており、卒業生の就職先での評価を得るための就職先アンケートといった量的・質的データを取得するための取り組みについては実施できていないが、就職先訪問の際に聞き取りをしている。業務負担をあげずに定期的な卒業生や就職先アンケートなどを行えるシステムを考える必要がある。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の特記事項>

令和 2 年（2020 年）3 月 24 日に文部科学省より出された「令和 2 年度における大学等の授業の開始等について（通知）」に基づき、教室での授業開始を当初の 4 月 8 日（水）から 4 月 20 日（月）に延期することとし、学生及び教職員にメール、ユニバーサルパスポート、ホームページ等で周知した。

以下、その後の新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応の通知内容を示す。

基準Ⅱ-A 特記事項 表 1 新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応
(令和 2 年度前期)

日付	学生・教職員への通知内容
4 月 3 日	新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、本学学生・教職員の皆様の健康と安全を第一に考え、教室での授業開始を当初の 4 月 8 日（水）から

	4月20日（月）に延期する。
4月7日	緊急事態宣言の発令と大学への休業要請のため、対面授業の休講期間を5月6日まで延長する。
4月28日	国や大阪府の要請に従い対面授業の休講期間を連休明けの5月10日まで延長する。
5月7日	緊急事態宣言の5月31日までの延期が決定し、大阪府も5月末まで休講を延長する旨の通知があったため、5月31日まで対面授業は休講とし、一部授業に関してはオンライン授業での対応をする。
5月22日	5月14日に大学に対する休業要請が解除され、5月21日に大阪府の「緊急事態宣言」が解除されたため、6月1日（月）から学内での対面授業（科目によっては対面授業と遠隔授業の併用も含む）を開始する。

さらに、文部科学省より5月15日に出された「新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた大学等における教育研究活動の実施に際しての留意事項等について」等に基づいて、多様なメディアを高度に利用して行う授業（遠隔授業）の実施等を通じて、学内や地域における感染拡大の防止と学生の学習機会の確保の両立に取り組んでいく必要が生じた。

本学では、すでにITC教育や遠隔授業に対応できるよう、全学生に対し新入時に個人のパソコンを購入するよう義務付け、学内ネットワーク及び機器の整備と充実を図ってきた。

このため、遠隔授業への対応ができるよう学則の一部を改正し（第8条の2を追加）、5月中はMoodleの本学システムである「学びの泉」（備付-15）、入学前教育からキャリア教育までをサポートする「ひがドリ」（備付-16）及び昨年度から進めてきたGoogle Classroomの3システムを主として使用した遠隔授業を実施することになった。

対面授業開始後は、三密回避の考え方を取り入れ、なるべく広い教室に間隔をあけた座席配置が行えるような時間割、教室の運用等を行った。

それぞれの学科の養成施設として定められている実習科目については、オンラインでの実施が実習時間数としてカウントされない場合があることが懸念されたため、すべて対面での実施が求められた。このため、対面授業開始後も、一部の科目において遠隔授業を実施して、実習の授業時間数を確保し、予定していた前期期間を1週間延長し、学園教職員夏期休暇までに収まり、かつ単位の認定、卒業認定、資格取得等ができるよう十分配慮した時間割、教室の運用等を行った。

遠隔授業の実施に当たっては、情報教育推進委員会が、教員に対して上記のシステムの説明会マニュアルを作成し、非常勤の教員を含めた講習会をFD講習会として対面授業休講期間に複数回実施し（備付-17）、教員へのサポート体制を整えたが、学生への事前周知が十分ではなかったこと、学生の家庭でのネットワーク環境が不十分であること、帰国中の留学生の一部で利用できないサービスがあること、学生から各教員への連絡方法が不徹底であることなどの問題が見受けられた。このため、後期開始前に、再度遠隔授業に関する講習会を実施した。

後期は、対面授業を主として開始したが、12月に入り、大阪府において感染者数が増加したため、再度緊急事態宣言が出される前の12月3日から対面授業を中止し、遠隔授業に切り替えた。

冬期休暇の明け 1 月 6 日には、対面授業を再開し、実習を中心に補講期間を確保して予定していた成績評価期限を 1 週間ほど延長することで、後期の時間数を確保した。

教職課程、保育士、栄養士、介護福祉士等の資格に係るの校外実習については、文部科学省、厚生労働省をはじめとする関係機関の指導・通知等のもとに、その実施期間を短縮するあるいは代替措置が行えるよう受け入れ施設との調整を行い、資格取得に支障がないよう配慮して実施した。

令和 3 年度も引き続き、遠隔授業、遠隔授業と対面授業のハイブリッド、主として対面授業の 3 つの形態を行うことで、新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応を行った。

基準Ⅱ-A 特記事項 表 2 新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応
(令和 3 年度前期)

日付	
4 月 19 日	大阪府のコロナ感染が爆発的に増加しているのを受け、大阪府から府下大学の対面授業を中止しオンライン授業に切り替える要請があったため、5 月 5 日（水・祝）まで、原則オンライン授業に切り替えることとした。
4 月 27 日	大阪府に緊急事態宣言が発出されたことを受け、5 月 5 日（水・祝）までのオンライン授業を 5 月 11 日（火）まで延長することとした。
4 月 28 日	国や大阪府の要請に従い対面授業の休講期間を連休明けの 5 月 10 日まで延長し、5 月 12 日（水）から実習等一部対面授業を実施することとした。
5 月 31 日	緊急事態宣言の 6 月 20 日までの延期に伴い、引き続き遠隔授業（オンライン授業）を中心に、一部対面授業を実施することとした。
6 月 18 日	緊急事態宣言が 6 月 20 日で解除されることに伴い、対面授業を再開することとした。

以上のような対策を講じることで、授業に必要な時間数を確保し、資格取得に影響がないようにすることで、コロナ渦にあっても学習の質の保証低下を防ぐことができた。

令和 4 年度後期からは、通常の対面授業を行っている。

[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]

<根拠資料>

提出資料

01. 2023 年度カレッジガイド (COLLEGE GUIDE 2023)
02. 2024 年度カレッジガイド (COLLEGE GUIDE 2024)
06. 東大阪大学短期大学部学則
13. 2023 年度シラバス
15. UNIVERSAL PASSPORT (ゲストユーザーでログイン可能)

<https://star.higashiosaka.ac.jp/up/faces/login/Com00501A.jsp>

- 16. 2023 年度授業評価アンケート
- 20. 免許・資格取得状況
- 21. 令和 5 年度就職内定進学状況教授会資料

備付資料

- 16. 在学生向け E-Learning サイト 基礎学力強化 E-Learning ひがドリ
<https://www.higashiosaka.ac.jp/e-learning/>
- 18. 図書館通信「蛍窓」
- 19. 入学予定者への送付物
- 20. 入学前教育案内 2024 入学生用
- 21. オリエンテーション期間
- 22. 学外研修実施要領
- 23. 保健センターオリエンテーション資料
- 24. 村上フェスタ実施要領
- 25. 発熱メール回覧例
- 26. 入学時保健センターアンケート
- 27. 入学予定留学生へのお知らせ
- 28. 入学時留学生配布資料
- 29. 障がい学生支援マニュアル
- 30. 就活ナビ画面例
- 31. 合同就職説明会資料
- 32. 学内ミニガイドンスチラシ
- 33. 2023 年度卒業時アンケート（短期大学部）
- 34. 学生アセスメントシート
- 35. 実践保育学科学校適応感アンケート

提出資料 - 規程集

- 25. 東大阪大学短期大学部障がい学生支援委員会規程
- 73. 東大阪大学短期大学部障がい学生支援規程
- 76. 東大阪大学短期大学部長期履修学生規程
- 93. 『高等教育就学支援制度』に替わる本学独自の奨学金規程
- 160. 東大阪大学短期大学部後援会家計急変奨学金規程

[区分 基準Ⅱ-B-1 学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況进行评估している。
 - ② 学習成果の獲得状況を適切に把握している。

- ③ 学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。
- ④ 授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。
- ⑤ 教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。
- ⑥ 学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。
- (2) 事務職員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① 所属部署の職務を通じて学習成果を認識して、学習成果の獲得に貢献している。
 - ② 所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。
 - ③ 所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。
 - ④ 学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。
- (3) 短期大学は、学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。
 - ① 図書館又は学習資源センター等の専門的職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。
 - ② 教職員は、図書館又は学習資源センター等の学生の利便性を向上させている。
 - ③ 教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。
 - ④ 教職員は、学生による学内 LAN 及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、管理している。
 - ⑤ 教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

<区分 基準Ⅱ-B-1 の現状>

- (1) 教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。

本学の教員は、科目ごとにシラバスに記載されている単位認定の方法及び基準に従い、学位授与の方針に対応した学則第 11 条に規定された学習評価を行い、学習成果を評価し、学生の学習成果の獲得状況は、在学者向け情報サービスサイトである「UNIVERSAL PASSPORT」において教員が随時確認することができ、年度末の卒業判定教授会において、すべての学生の学習成果を情報共有している。

学生による授業評価としては、各年度の前期終了時と後期終了時に「授業評価アンケート」を実施している。「授業評価アンケート」は、各授業科目の最終日又はその前週に、非常勤講師を含めた全教員を対象とし【学生の姿勢】【授業内容】【授業の手法】【教員の姿勢】【授業の環境】【総合評価】のカテゴリーで 15 項目について 4 段階の評価を「UNIVERSAL PASSPORT」においてオンラインで記入するもので、この結果は各教員が、「UNIVERSAL PASSPORT」において担当科目ごとに確認することができる。これを元に教員は各科目の授業内容や評価方法の改善に繋げている。

各学科会議では、担当科目、授業内容、教育目的・目標の達成状況、学生の学習成果の状

況についてアドバイザーを中心に報告が行われ、各情報を教員間で共有して把握することで、履修及び卒業に至る指導を行っている。

さらに、年度末の卒業判定教授会において、すべての学生の学習成果を情報共有している。

学習成果の獲得に向けた学生支援は、本学事務組織として、教員を部長とする教学支援部が設置されている。シラバスの作成や履修登録等の指導は教員と連携しながら行っており、教務委員会を通じて教職員協働の体制を確保し、学生の学習成果を確認している。また、本学における教務支援及び学生支援の情報管理を一括して行っており、学務システム上において学生の履修登録、授業の成績、資格取得等の情報提供を通じて、学習成果の獲得に貢献している。

図書館はキャンパスの 4 号館に位置し、教員の教育と研究活動及び学生の学習成果の獲得を支援し、学科の教育目的に即して各種資料の収集と整理を行っている。開館時間は、9 時～17 時 30 分で、2023 年度の入館者数は 1,739 名であり（大学を含む）、利用促進のため、新入生対象の図書館オリエンテーションを毎年実施している。通常の貸出冊数と期間は 5 冊と 2 週間としているが、夏休み等の長期休暇時、実習期間中及び卒論執筆時については、特別貸出制度を設け、利用者の便利を図っている。また、図書館通信「蛍窓」（年 2 回発行、教職員及び学生に配布（備付 - 18）と共に、学生向けの読書イベントとして、学生選書ツアー（年 2 回）、読書コンクール（年 1 回）、手作り絵本コンクール（年 1 回）を行っている。

東大阪大学、東大阪大学短期大学部、東大阪大学敬愛高等学校及び東大阪大学附属幼稚園では、共通のキャンパスネットワークを構築し管理運営を行っている。セキュリティの関係上、高等学校とはドメインを分けて運用し、かつ学生、職員、教員はセキュリティポリシーに基づいたアクセス権を所持している。キャンパスネットワーク内のユーザすべてに個人が使用できるホームディレクトリが用意され、ネットワーク内からアクセスが可能である。また、すべてのユーザに対してメールアカウントが発行され、学内外からの送受信が可能である。キャンパスネットワークには 5 台の公開サーバーと 2 台のドメインコントローラ及びファイルサーバを設置しており、インターネット向けとイントラネット向けの二重のファイアウォールを設置すると同時に、キャンパスネットワークではウィルスチェッカーによりウィルスの侵入をリアルタイムで検知している。また、情報漏洩防止のため端末の動作の 24 時間ログ収集を行っている。

教職員は全員個別に 1 台のデスクトップパソコンが支給され、上記ネットワーク及び Google Drive 上でファイルの管理、共有を行っている。教学支援部にはノートパソコン 11 台を保有し、授業の際に各教員が持ち出して利用することが可能である。多くの教室には、AV 機器が設置され、マルチメディアを利用した授業を実施することができる。

学生には、大学ドメインのメールアドレスおよび Google の ID が付与されているため、大学からの連絡、教員との連絡にはメールを使用することができ、Goole Education の Google Classroom の利用が可能となっている。さらに、Moodle のシステムを利用した「学びの泉」という本学独自のサイトを設けており、Google Classroom と合わせた ICT 教育を実施することが可能となっている。

8 号館 3 階の 833 情報処理演習室には 45 台の Windows 10 デスクトップパソコンがあり、

1 年次から情報教育の授業で活用している。

また、実践食物学科及び実践保育学科の学生は全員ノートパソコンの購入が義務付けられ、Microsoft Office の ID が付与されているため、Word や Excel を使ったレポート提出も可能である。

学内では、学生ホールをはじめ主要な教室において無線 LAN を利用することができ、休み時間や空き時間においてオンライン授業に参加することも可能である。

[区分 基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学手続き者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
- (2) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。
- (3) 学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。
- (4) 学生便覧等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行している。
- (5) 基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。
- (6) 学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。
- (7) 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。
- (8) 進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。
- (9) 留学生の受入れ及び留学生の派遣（長期・短期）を行っている。
- (10) 学習成果の獲得状況を示す量的・質的データに基づき学習支援方策を点検している。

<区分 基準Ⅱ-B-2 の現状>

入学手続き者に対して、各学科と入試広報、情報教育推進委員会及び基盤教育研究センターが連携し、入学までに授業や学生生活についての郵送物（備付 - 19）を送付するとともに「学びの泉」及び後述する「ひがドリ」の仮アカウントを付与し、これらのシステムを利用した学科独自の入学前教育とリメディアル教育（備付 - 20）を実施している。取り組み例として実践食物学科では、卒業研究等を動画で視聴することで、新たな学習方式を視覚的に認識するとともに、入学前に学生の意識を改革することを目指した。同時に、「ひがドリ」（E-Learning）の「基礎編」を入学前教育の必須課題とし、基礎学力向上を図っている。

入学前教育「ひがドリ」および食に関する課題の取り組み状況

2023（令和5）年 ¹⁾							
コース名	新入生 数 (名)	平均学習時間	満点取得者数（名）				
			数学	国語	化学	生物	食課題
栄養士	27	1 時間 24 分	3	9	1	1	5
製菓衛生師	14	5 時間 08 分	3	4	1	2	0

¹⁾ 2023 年 12 月 15 日集計

入学後は新入生オリエンテーション期間（備付 - 21）を設け、建学の精神と本学の教育方針、教育目的、教育目標が示され、学習成果としての免許・資格及びその取得方法を主とした履修方法、学生生活上の注意、大学各施設についてカレッジガイドを用いて説明するガイダンスを行っている。ガイダンスは、各クラスを担当するアドバイザーを中心に実施している。一人一人の学生の近況等は、毎月の学科別会議や必要に応じて開く会議等を通して、学科教員で情報共有し、どの教員も同じ方向で学生指導を行っていきける共通理解につながったのではないかと考える。

さらに、実践保育学科では、履修指導や履修状況の確認については個別対応を要するため、クラス担任（アドバイザー制）のもと、学生を任意にグループ分割し、コーディネーターとして専任教員がグループごとにつく指導体制をとっている。これは一人の学生に複数の教員が関わることで学生との距離感を詰めた関わりとなり、多面的に学生像を理解し、きめ細かな指導に大きくつながっている。

オリエンテーションの仕上げとして学外研修（備付 - 22）を実施し、学生同士、教職員とのコミュニケーションを図るとともに、先輩の学生の経験談を聞く機会を作るなど学習の動機付けを行っている。学外研修は一泊二日の宿泊を実施してきたが、コロナ禍の中断を経て、現在は日帰りで実施している。

オリエンテーションは 2 年次の学生に対しても実施しており、クラスごとに履修登録、実習について確認するなど、学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンスとしている。

基礎学力が不足する学生に対するリメディアル教育としては、1 年時の「大学で学ぶⅠ」及び「大学で学ぶⅡ」を中心に、初年次教育に見合うようなレポート作成の技術などの講義を行うとともに、「ひがドリ」を実施している（備付 - 16）。

1 年生における「ひがドリ」の取り組み例（実践食物学科）

2023（令和5）年 ¹⁾			
コース名	コース人数 (名)	平均学習時間	一人あたりの平均学習時間
栄養士	26	5 時間 34 分	1 時間 36 分
製菓衛生師	14		3 時間 59 分

¹⁾ 2023 年 2 月 8 日集計

「ひがドリ」は、「ラインズドリル」と呼ばれる 5 教科の基礎と基本を効率よく学び直せるリメディアル教育専用の e ラーニング教材を本学向けにアレンジしたものである。令和元年度より導入し、入学前教育から就職支援まで有効なツールとして定着している。

学生が、入学前教育から中学校卒業程度の問題水準である「ひがドリ」（基本）を課題として取り組むことで、基礎学力を伸ばす意識を持つことができる。優秀な学生は、このドリルの応用レベルまで実施することで、より学力を上昇されることができる。さらに、就職試験でも使用されている SPI のドリルもあるため、これを学習することで 1 年次の終わりから本格的な就職準備に移行することもできる。

教員は、この「ひがドリ」によって各学生の基礎学力を把握でき、授業方法の改善やカリキュラムの見直しにつなげることができている。

学生生活の安定のため、毎年度当初のオリエンテーション内において、各学科の学生支援担当教員が学生生活全般についてカレッジガイドをもとに説明を行い、アドバイザーをはじめとした教員だけでなく、保健センターの学生相談室及び保健室において相談できることを伝えている（備付 - 23）。

また、前期・後期で年 2 回、アドバイザーまたはコーディネーターが学生一人ひとりと面談し、学習意欲を高める関わりを実践している。必要に応じて保護者との懇談も実施し、学生を中心に三者で意識改革等も行った。

各学科とも留学生を受け入れているため、法人本部直轄の部署となる国際交流センターにおいて、出入国在留管理局が掲げる適正校の選定基準に則り、外国人留学生の在籍管理、資格外活動の管理など行い、継続して適正校として選定されている。

毎月の教授会において、資格を生かした就職状況が報告され、3 月の卒業判定教授会において資格の獲得状況がすべての教員に情報共有されている。各学科会議等でも就職状況及び資格の獲得見込みが報告され、状況の良くない学生に対してはアドバイザーによる個人面談での指導方法を検討し、必要に応じて保護者との面談を検討するなど、学習支援方策を点検している。

【区分 基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。
- (2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。
- (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。
- (4) 宿舎が必要な学生に支援（学生寮、宿舎のあっせん等）を行っている。
- (5) 通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等）を図っている。
- (6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
- (7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。

- (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。
- (9) 留学生が在籍する場合、留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。
- (10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。
- (11) 障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。
- (12) 長期履修生を受入れる体制を整えている。
- (13) 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。

<区分 基準Ⅱ-B-3の現状>

学生の生活支援は、学生支援部が「学生生活の指導・相談に関すること」「奨学金に関すること」「課外活動に関すること」「在学証明書等の発行に関すること」「大学諸行事に関すること」「拾得物に関すること」「ポスター・印刷物等掲示、配布物に関すること」「その他（保険に関することを含む）」等の対応で実施し、個別の案件については、各学科の担当教員（アドバイザー）による支援が中心で、内容によっては学科会議で全教員が共通認識し指導に当たる体制を取っている。

クラブ活動は、大学との共通組織となっており、体育系 6 団体、文化系 3 団体、同窓会 5 団体が活動している。ほとんどのクラブは、コロナ禍で 3 年間活動停止となっていたため、現在のクラブ数は以前より減少している。クラブ顧問には専任教員があたり、学生支援部がその支援にあたっている。

令和 5 年度クラブ活動

【体育系】

【文化系】

クラブ名	顧問	所属 人数	クラブ名	顧問	所属 人数
ダンス	渡邊	8	フォークソング	後藤	2
陸上競技	松永	16	箏曲	高岡	3
バドミントン	渡邊	5	国際交流	山本	9
空手道	後藤	1	【同好会】		
バスケットボール	高岡	0	クラブ名	顧問	所属 人数
硬式野球部	野崎	30	音楽サークル	丹山	9
			いちやりばちょーでー 沖縄文化研究	藤井	4
			ドッジボール	二羽	13
			アウトドア	中西	5
			キッズスポーツ	松永	8

学園祭は、有志学生で組織される学園祭実行委員会が、東大阪市地域の方々や企業等に協力・援助を依頼し、翔愛祭という名称で実施してきた（2020-2021 年はコロナ禍で開催せず）。2023 年度は学校法人村上学園全体のイベントである「村上フェスタ」として開催し、学生によるイベント、模擬店及び展示を行った（備付 - 24）。

学生自治の組織として学友会があり、大学の自治組織である学生会と合同で、学園祭実行委員会として、「翔愛祭」や「村上フェスタ」の企画、運営を行った。

本学の学生食堂は 3 号館の 1 階にあり、喫茶コーナーを含む座席数は 169 席で、昼食時等には、学生や教職員の利用で賑わっている。

以前の学生のアンケートに多くの要望としてあげられていたコンビニエンスストアは併設校である東大阪大学敬愛高等学校と連携して、高等学校の施設である記念館の 1 階に平成 28(2016)年 9 月より開設している。

遠隔地から入学する学生のために学生寮「桃風寮（とうふうりょう）」（女子寮）がある。学生寮は、本学キャンパス内に設置されており、遠距離からの学生に便利な居住空間を提供している。建物は、昭和 53 年築の鉄筋コンクリート造 4 階建てで 53 室を有している。各部屋は基本 2 人部屋であり、風呂・トイレ・キッチンが共同となっていて、寮監（敬愛高等学校所属）が管理運営をしている。令和 5 年度は、短期大学部学生 3 名、大学生 1 名が入寮していた。寮には、館内施設としてピアノルーム 2 室を設置し、無線 LAN が利用できる環境となっている。

また、本学園併設校である東大阪大学敬愛高等学校の留学生とクラブ生徒も使用している。

各交通機関からの利便性を考慮し、通学バスの運用は行っておらず、学生の自家用車及び二輪車での通学は禁止している。自転車通学のためには、9 号館東側及び 1 号館西側に駐輪場を設置している。

奨学金等の学生への経済支援制度としては、家計収入が一定未満の学生を対象とした本学独自の奨学金（提出資料 - 規程集 93）及び東大阪大学・東大阪大学短期大学部後援会家計急変奨学金（提出資料 - 規程集 160）の制度があり、外部の奨学金としては、日本学生支援機構の奨学金制度、大阪府社会福祉協議会介護福祉士修学資金貸付制度、大阪府社会福祉協議会保育士修学資金貸付制度等を紹介している。

保健センターには、保健室と学生相談室を設け、保健室には看護師が、学生相談室には月曜日及び水曜日にカウンセラーが、連携しながら「こころ」と「からだ」の両面から支援する体制を整え、①健康診断の実施とその結果に基づく健康管理・健康増進支援、②心身の健康相談・支援、③安全衛生諸活動について、対面相談・電話相談・メール相談を受け付けている。この際、学生の意見・要望の詳細を記述してもらうように工夫している。相談内容により、教育上で心身の健康面の配慮が必要な場合には、学生本人と相談した上で、所属学科、学生支援部、国際交流センター、キャリアサポートセンターなど関係部署につなげ、連携して支援をおこなっている。また、2020 年から続いている学生からのコロナ感染症の発熱等の報告は「発熱メール」として保健室に専用のアドレスを設けて、この内容を学生支援部から管理職、学科長に伝えて情報を共有している（備付 - 25）。

さらに、学生が健康で有意義な学生生活を送ることができるように、入学時に保護者あるいは学生からの既往歴・アレルギー他、心身の健康面についての要望を聞き取り、必要に

応じて教職員で共有し対応している。また、保健センターに対するアンケートを実施し、学生からの要望に応えられるようにしている（備付 - 26）。

学生の意見・要望は、「在学生アンケート」で把握と分析を行っている。学生ラウンジには意見箱を用意し、学生からの意見を集約し改善できるところから改善を図っている。また、アドバイザーやゼミ担当者が日常的に学生とのコミュニケーションを心掛けており、直接学生からの要望を聴き取る機会となっている。

留学生の出席管理、学費納入状況、アルバイト状況、生活全般状況を把握、管理などの留学生の生活全般の支援は、国際交流センターと学科が連携して行っており、これらの留学生の情報は、各学科の留学生担当教員と国際交流センター大学担当職員との定例会議において共有している。

2023 年度在籍者（大学を含む）の国籍別数は、11 ヶ国となり多国籍の外国人留学生の受入れ体制を学科、他部署の協力を得ながら支援を行っている。また、国際交流センターは、外国人留学生の多くを占めるベトナム語や中国語対応の職員も常駐しており、学生の憩いの場のみならず相談窓口や情報収集の場となっている。センター内には、学生が学習し、昼食をとることができるスペースを用意し、気軽に留学生が訪れる環境となっている。さらに、イスラム教徒の礼拝の場を設け、食文化の違いからハラール食品を置く等、留学生の多様性に速やかに適応している。入学前には、留学生向けの案内（備付 - 27）を送付し、入学時のオリエンテーションでは留学生向けの配布物（備付 - 28）を使ってガイダンスを実施している。

また、法律で定められた範囲内でアルバイトができるよう、多くの留学生が所属している介護福祉学科においては、午後の授業のない曜日を設定するなど、時間割を工夫している。

留学生の日本語能力向上の取り組みとしては、一般教養科目に「日本語」の科目をⅠからⅣまで4科目開設しているが、特に介護福祉学科では、一般の日本語に加え、次のような介護のための専門日本語教育を行っている。

- ・専門日本語教育（介護領域の専門漢字学習）：解剖学、生理学を中心とした専門用語に使用される難漢字の出現頻度を調査した。調査結果に基づき、レベルと頻度から学習順を検討し教材化した。

- ・専門日本語教育（実習日誌の書き方の学習）：介護を専攻する学生は、実習先で日誌を書く。留学生にとっては、短期大学入学後、新たに身につけなければならない日本語スキルである。日誌を書くにあたり、ポイントを構造化し、スモールステップで実際に日誌を書くトレーニングを行った。

- ・専門日本語教育（介護福祉士国家試験に頻出する日本語語彙）：介護を専攻する留学生にとって、国家試験に合格することは、その後のキャリアを築くうえで重要である。介護福祉士国家試験の過去問における語彙の出現頻度調査に基づき、留学生向けの教材を開発し、授業を展開した。専門用語のみならず、日本人にとっては当たり前の語彙でも、留学生にとってはそれがわからないために、正答にたどりつけない場合がある。例えば、「さじ」という語彙が出現した試験回があった。通常、留学生は「スプーン」を学習するが「さじ」を学習する機会がない。このような語彙を出現頻度に基づき、授業を展開した。

さらに国際交流センター内に、「日本語能力試験」の参考書、問題集を備え、電子辞書な

どの貸出をおこなうなど「日本語能力試験」の受験を支援している。在学中に現在取得している級よりも上位の級を受験し、合格した場合の奨励制度も設けて日本語学習の動機維持を図り、推奨に努めている。

障がいのある学生が安心して学生生活を送るためにも、様々な取り組みを実施している。「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が平成 28 年 4 月から施行されたことにより、本学においても障害者に対して不当な差別的取り扱いの禁止を推進すべく、「東大阪大学短期大学部障がい学生支援規程」（提出資料 - 規程集 76）と「東大阪大学短期大学部障がい学生支援委員会規程」（提出資料 - 規程集 25）を制定した。また、それらの改訂を令和 2 年 4 月より行い、より丁寧に支援を目指し、「障がい学生配慮申請書」や障がい学生への具体的支援をマニュアル化した（備付 - 29）。学生に対しては、入学時のオリエンテーション時での説明、授業開始後 1 か月程度においてメールでも伝えている。学生支援部を中心とした支援体制を構築し、各学科長、教職員の責務を明確にし、障がい学生の支援に当たっている。障がい学生支援委員会では、入学式の際に保護者から心身における配慮についての聞き取りを集約し、早い段階で保護者との関係づくり、情報の把握に努めている。また、高校との連携の中で入学前から情報を頂き、高校大学と切れ目のない支援の継続を大切にしている。

実践保育学科では、職業や家事等に従事しながら大学等で学ぶことを希望する人々の学習機会を一層拡大する観点から、個人の事情に応じて柔軟に修業年限を超えて履修を行うことのできる長期履修学生制度（提出資料 - 規程集 76）を令和 5 年度に設け、令和 6 年度の入学生から受け入れている。

実践食物学科では、学生の地域活動や地域貢献としてのイベント参加は、主として卒業研究の一環として実施しており、実践保育学科と介護福祉学科のボランティア活動は、それぞれ「ボランティアに学ぶ」「ボランティア演習」あるいは「介護実習」といった授業の一環として実施しておるなど、学生が積極的に参加しやすい体制を整えた上で評価している。

[区分 基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。
- (2) 就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。
- (3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。
- (4) 学科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。
- (5) 進学、留学に対する支援を行っている。

<区分 基準Ⅱ-B-4 の現状>

就職関係の業務・支援を一元的に担当するための組織として、専任の教員を長とするキャリアサポートセンターを設置している。学生の就職状況については、大学の就職支援サイト「就活ナビ」（株式会社ディスコ提供「キャリアタス UC」）（備付 - 30）より、学生本人はもちろん、ゼミ担当教員やセンター職員も随時入力することができる。また、毎月の教授会で学生の内定状況が報告され、すべての教員が情報を共有し、指導にあたる体制が確立されてい

る。キャリアサポートセンターの学生への具体的な支援は以下のとおりである。

- ・「キャリアタス UC」による就職活動の支援と状況把握

4月のオリエンテーション期間に、全学科全学年に向けてキャリアサポートセンターのガイダンスを実施するとともに、新入生の「キャリアタス UC」の初期登録・志望先登録を済ませ、すべての学生が利用できる状態にした。「キャリアタス UC」では、学生が求人票閲覧や相談予約、活動報告・進路決定届の提出、ガイダンス情報の閲覧・予約などを行うことができ、これをキャリアサポートセンターのみならず、全教員が確認することができるため、学生の就職活動状況を一元管理し、納得のいく進路決定へ導くよう指導することが可能となっている。

- ・学内就職説明会の実施

2023年6月30日に、実践保育学科と大学こども学科の学生を対象とした合同就職説明会（保育所・幼稚園・施設等）を実施した。市内すべての保育施設に呼びかけ、57団体の参加があり、これに大学を含め約90名の学生が参加した（備付-31）。

さらに、2023年度は5・6・7・10・11・12・1月の第3水曜日の昼休みに「学内ミニガイダンス」を開催した（備付-32）。参加企業・園・法人は延べ99団体、学生の参加者数は大学を含み延べ108人であった。ミニガイダンスから内定に結びついた学生も出てきており、参加団体にも好評であった。このような学内でのガイダンスや説明会を行いたいとする要望が企業・法人・公的機関から届くため、学生の要望と合致する場合は、特定の団体のみに絞った学内説明会も開催してきており、2023年度は、大阪市教育委員会、豊中市教育委員会、警察による小規模説明会をキャリアサポートセンターにて開いた。これらの学内説明会やガイダンスに参加した法人からは、出会いの場としての意味を感じているという意見が寄せられている。

学内説明会やガイダンスについては教授会でも開催を案内し、開催後の報告もなされ、教員からの学生への参加の促しと就職の指導につながっている。

- ・キャリア教育の推進

センター所属教員を中心に各学科の実情・要望に応じて、「社会人になるにはⅠ」「社会人になるにはⅡ」に卒業生、各施設等の学外講師の講座を交えて専門職として働くことや生きることに通ずる講座・講義を実施している。

- ・就職・進学に関する指導や相談

就職に関する相談を受け付け、学生の要望に応じて個人面談を実施している。学生の学習状況や進路希望、資格取得見込みなどを把握したうえで、必要な個別指導を行っている。また、キャリアサポートセンターのスタッフが就職先を訪問して卒業生の就職状況を把握するなどして、卒業生に対しても相談に応じる体制ができている。

- ・就職先の開拓・拡充

学生の就職先を拡充するために、ハローワークや商工会議所、東大阪市役所（就活ファクトリー）、外国人雇用サービスセンター等と情報交流をし、学生の就職先を開拓している。また、発達障がいのある学生へは外部の就労移行支援業者と連携し、納得のいく就職につなぐよう試みてきた。そのほか、幼稚園、保育園、施設、企業に本学求人票の書式を郵送し求人依頼を実施するとともに、各種就職フェアの参加や卒業生の就職先訪問を通して情報収集し、求人先を開拓している。各種就職フェアのチラシは掲示板に掲載し、学生へ周知する

とともに、学内メールも送り、参加を促している。

また、令和5年度は卒業生に対して「卒業時アンケート」（備付 - 33）を実施し、学習支援、資格支援及び就職支援についての学生の状況を把握し、支援体制の構築の参考とした。

また、各学科においても資格取得、就職試験対策を以下のように実施している。

実践食物学科栄養士コースでは、教員採用試験の現役合格を目指し、最終選考対策として、面接、模擬授業の指導を個別に実施してきた。この結果、令和3年度2名、令和4年度3名、令和5年度2名の卒業生が中学校（家庭）の採用試験に合格することができ、それぞれ中学校に勤務している。また、進学についても、個別指導を行っており、平成30年度に1名、令和元年度に2名、令和3年度に1名、令和5年度に2名の卒業生が、4年生の管理栄養士養成施設の3年次に編入あるいは博士課程前期課程に進学している。これらの卒業生については、その後の勤務状況あるいは進学後の進路についても状況を把握しており、在学生のモチベーションとなるようキャリア教育の授業の中で紹介を行っている。

実践食物学科製菓衛生師コースでは、2年間の在籍中に製菓衛生師の国家試験を受験し、卒業時に国家資格を取得して就職できるよう、2年前期までに製菓衛生師養成施設として定められた科目を単位取得し、国家試験の受験資格を得たうえで、毎年11月頃に三重県で開催される国家試験を受験できるようにカリキュラム編成を行っている。さらに、2年後期の演習科目において国家試験の受験対策を実施し、合格率の向上を目指している。

介護福祉学科では、入学前のオープンキャンパス参加者や受験希望者に対して資格取得の意思確認を行っている。入学後は、各年度の学生の希望に応じ、国家試験対策を課外授業として実施している。2021年度は、Google Classroomを利用して、まず10回分の講義内容と練習問題を配信して共有するとともに、対面で12回実施し、らせん状の学習が進むよう工夫した。2022年度も同様にGoogle Classroomを利用しながら対面で10回実施し、空いている教室を自習室として開放した。2023年度は、学生からの一斉授業に対する要望がなかったため、教員ごと個別の対応を行った。養成校別の合格率がウェブ上で公開されるようになってからの本学新卒者の国家資格合格率は、2021年3月（第33回）25.4%、2022年3月（第34回）15.3%、2023年3月（第35回）46.7%、2024年3月（第36回）42.0%であり、国家資格の必要性和共に、学生の資格取得への向上心が増し、試験対策の結果と相まって合格率の向上が認められている。

＜テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の課題＞

中途退学者防止策の見直しが必要である。退学者防止策としては、「退学者防止の取り組みについて」をもとに学生アセスメントシート（備付 - 34）を作成し学科会議で一人ひとりの学生の状況を話し合う場とし、学生支援部担当教職員が退学防止策を様々な角度から検討している。

希望するすべての保護者を対象に教育懇談会を実施し、学生の進路や資格取得に向けた学習状況のみならず、学生生活で抱えている悩みや不安を伝え、家庭での様子や保護者の意向や要望を聴き連携を図り、学習成果が得られず学習意欲が低下することが退学に至ることのないようにしているが、経済的な面から退学せざるを得ない状況の学生が多く、問題の深さを感じている。奨学金制度の効果的な活用方法の検討も必要であると考える。

また、令和5年度から実践保育学科では、精神面の健康と学生生活の適応についてのア

ンケート調査（備付 - 35）を実施して、一人一人の学生に個別対応ができるような体制を整え、退学につながる兆候を把握することで、退学者を防止する試みを実施した。他の学科でもこれを参考に体制を検討する必要があると考える。

<テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の特記事項>

特になし。

<基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画で、（１）新コース、新学科の開設に伴う、教育課程及び組織の充実、（２）リメディアル教育及びキャリア教育の充実、学習成果の評価指標の設定、キャリア支援体制の整備、（３）新学科の設立における学内の環境を整備と入学者の受け入れ方針設定を挙げていた。

（１）及び（３）に関しては、実践食物学科製菓衛生師コース及び会議福祉学科を開設し、各養成施設としての適切かつ国家資格獲得を行えるカリキュラムを整え、毎年多くの卒業生を輩出する体制を整備することができた。（２）に関しては、キャリアサポートセンターに加えて、基盤教育推進センターを設置し、「大学で学ぶ」及び「社会人になるには」を三学科すべてで開講したことでリメディアル教育及びキャリア教育の充実を図ることができていると考える。また、実践保育学科に長期履修学生制度の導入し、国家資格化取得という学習成果の評価指標をより明確にすることができた。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

各学科の学習成果である国家資格の取得率の向上と資格をもとにした就職率の向上を目指す。学科のカリキュラムで取得可能な資格については、より一層きめ細やかな学生指導を行い、国家試験を受験する場合は、その対策講座を充実するといった資格取得支援を実施する。さらに、令和 6 年度の重点項目として策定しているように、各学科が 3 つのポリシーをもとに人材育成を行い、学生が国家資格を取得し就職率 100%を目指していることを示した具体的な内容の資料を作成し、学生募集に繋げるようにしていかなければならない。

また、基準Ⅱ-B 学生支援の課題で挙げた中途退学者防止を強化する内容の退学者防止マニュアルを新たに作成する必要がある。

令和 6 年度の入学生から受け入れを開始した長期履修学生制度は、主として社会人が午前中の授業を受講し、午後からは職業や家事等に従事することを念頭に 3 年間のカリキュラムと時間割を構成しているが、保育所に子どもを預けてから登校したい場合は 2 時間目からの科目を受講するといったケースも考えられ、今後履修生を増やしていくために、カリキュラムと時間割の構成は、個人の事情に応じて柔軟に対応していかなければならないと考えている。

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]

<根拠資料>

基礎資料

様式 11-1 短期大学の概要（改正前設置基準）

様式 15 教育課程に対応した授業科目担当者一覧

様式 16 教員の研究活動状況表

様式 17 外部研究資金の獲得状況一覧表

提出資料

06. 東大阪大学短期大学部学則

備付資料

17. FD・SD 活動記録

38. 教員個人調書 様式 21

39. 教育研究業績書 様式 22

40. ウェブサイト 教員紹介

<https://www.higashiosaka.ac.jp/about/teacher/>

41. 非常勤教員一覧表 様式 23

42. 専任教員の年齢構成表

43. 東大阪大学・東大阪大学短期大学部教育研究紀要 第 19 号（2021）

44. 東大阪大学・東大阪大学短期大学部教育研究紀要 第 20 号（2022）

45. 東大阪大学・東大阪大学短期大学部教育研究紀要 第 21 号（2023）

<https://www.higashiosaka.ac.jp/pdf/bulletin-2023.pdf>

46. 個人研究費使用の手引き

47. 事務職員一覧表

48. 事務分掌

49. 教職員自己評価表

52. 令和 5 年度村上学園教職員研修会 8 月開催資料

53. 令和 5 年度村上学園教職員研修会 3 月開催資料

提出資料 - 規程集

4. 学校法人村上学園組織及び事務分掌規程

12. 東大阪大学短期大学部諸規程管理規程

46. 東大阪大学短期大学部海外特別研修規程

48. 東大阪大学短期大学部研究活動の不正行為への対応に関する規程

52. 東大阪大学短期大学部個人研究費規程

53. 東大阪大学短期大学部学長研究費規程

- 111. 学校法人村上学園期限付雇用職員就業規則
- 112. 東大阪大学短期大学部就業規則
- 122. 東大阪大学短期大学部教員採用規程
- 123. 東大阪大学短期大学部教員昇任規程

[区分 基準Ⅲ-A-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学及び学科・専攻課程の教員組織を編制している。
- (2) 短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。
- (3) 専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置している。
- (5) 非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を準用している。
- (6) 教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。
- (7) 教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

<区分 基準Ⅲ-A-1 の現状>

本学の教員組織は、学則第 23 条（職員組織）に、本学に学長、副学長、事務局長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員及びその他必要な職員を置くと定めており（提出 - 04）、カリキュラム・ポリシー（教育課程方針）に基づき短期大学設置基準に定める教員数を充足した専任教員が配置されている（様式 11-1、様式 15）（備付 - 38）。

短期大学設置基準の定めのほか、栄養士免許、栄養教諭 2 種免許状、中学校教諭 2 種免許状（家庭）、製菓衛生師受験資格、幼稚園教諭 2 種免許状、保育士資格及び介護福祉士受験資格の取得に対応するために、各関係法令に基づいて教職員を配置している。

また、各学科の教育課程の編成方針に基づき専任教員と非常勤教員を適切に配置している。（様式 11-1、様式 15）

専任教員の採用、昇任は、東大阪大学短期大学部教員採用規程（提出資料 - 規程集 122）、東大阪大学短期大学部教員昇任規程（提出資料 - 規程集 123）に基づき教員の最終学歴と学位、研究業績、教育業績、社会貢献、実務経験等が審査されており、短期大学設置基準を充足している。非常勤教員の採用についても、最終学歴と学位、研究業績、教育業績、社会貢献、実務経験等、短期大学設置基準の規定を準用している。また、本学では実習科目の補助にあたる助手を教員に含めている。

教員の採用は、原則として公募により行っており、公募要領を科学技術振興機構の JREC-IN のホームページ等に掲載している。また、実学を重視する視点から、教育現場、民間企業等での実務経験者を積極的に採用している。なお、応募書類には履歴事項、研究業績に加え、教育上の抱負、研究上の抱負の提出も課している。

選考については、学長、副学長、教学部長、学科長、事務局長による面接を実施し、その

結果を理事長に上申し決定している。

昇任人事については、教授会で示された昇任人事に関する要綱に従い書類提出を受け選考を行っている。昇任を希望する教員は、要綱に基づいた必要書類を提出し、学長が任命した委員で構成された人事委員会により選考される。選考委員からその結果を学長に報告し、学長は審査基準を満たしていることを確認のうえ承認し、評議会の議を経て教授会で報告し決定している。

[区分 基準Ⅲ-A-2 専任教員は、教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。]

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他）は教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。
- (2) 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。
- (3) 専任教員の研究活動に関する規程を整備している。
- (4) 専任教員の研究倫理を遵守するための取組みを定期的に行っている。
- (5) 専任教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。
- (6) 専任教員が研究を行う研究室を整備している。
- (7) 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。
- (8) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。
- (9) FD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
 - ① 教員は、FD 活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。
- (10) 専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。

<区分 基準Ⅲ-A-2 の現状>

本学の専任教員は、それぞれの専門分野に関連した学会に所属し、学科の教育課程編成・実施の方針に基づいた研究活動を行って、論文発表、学会発表、外部資金の獲得などの成果をあげており（様式 16、様式 17）（備付 - 39）、研究活動の状況は、ウェブサイトの教員紹介ページに掲載している（備付 - 40）。

研究活動は、研究費（研究旅費を含む）等の支給規程により支給される研究費（教授、准教授、講師、助教は年間 20 万円、助手は年間 10 万円）を「東大阪大学短期大学部個人研究費規程」（提出資料 - 規程集 52）で規定し、「個人研究費使用の手引き」（備付 - 43）に基づいて使用して実施される。研究内容とその成果については、年度末に翌年度の「個人研究費計画書」と当該年度の「個人研究費に係る研究報告書」を総務部に提出し、学会誌等への論文発表を行った場合は 3 万円、外部資金獲得のための申請を行った場合は 2 万円が上乘することで、研究発表及び外部資金の獲得を奨励している。発表を伴う学会出張に対しては、「東大阪大学短期大学部学長研究費規程」（提出資料 - 規程集 53）で規定する特別研究費として学長研究費を支給し、「東大阪大学・東大阪大学短期大学部教育研究紀要」（備付 - 44）（備付 - 45）（備付 - 46）を発行して教員の研究発表の機会を支援している。

研究倫理を遵守するための取組みとして、「東大阪大学短期大学部研究活動の不正行為へ

の対応に関する規程」(提出資料 - 規程集 48)を定め、これに基づき学長は、研究活動の不正行為の防止のための啓発を行い周知している。さらに、文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(令和3年2月1日改正)に基づき、コンプライアンス教育と研究倫理教育を定期的実施している。

専任教員には研究活動のための研究室を配置し、学内 LAN 端末と接続したコンピュータなど研究に必要な機器・備品類を整備している。また、研修等の時間を確保するために、週1日の研修日を定め、留学、海外派遣、国際会議出席等に関しては、「東大阪大学短期大学部海外特別研修規程」(提出資料 - 規程集 46)を定めている。

FD 活動については、就業規則第 29 条の順守事項の規定に準じて、学内組織として「FD・SD 委員会」を設置し、FD・SD 研修会として授業や教育改善等の教育研究の推進を図っている。令和5年度は、第1回 FD・SD 研修会を2月7日(水)に外部講師を招いて「地域における東大阪大学の位置づけ」として大学の運営、地域連携、学生の教育・就職と多岐にわたる内容で実施し、第2回 FD・SD 研修会を情報教育推進委員会と共催で、3月6日(水)に「ICT 活用教育研修会」として大学の中西千奈都助教による授業方法についての研究会を実施し、教育方法の改善などに役立てた。

教員は、事務分掌上の各部、センター、委員会のいずれかあるいは複数所属し(備付 - 48)、それぞれの規定に基づいて機能的に整備された組織をもって学習成果を向上させるための運営がなされている。

[区分 基準Ⅲ-A-3 学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。]

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 短期大学の教育研究活動等に係る事務組織の責任体制が明確である。
- (2) 事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。
- (3) 事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。
- (4) 事務関係諸規程を整備している。
- (5) 事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。
- (6) SD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
- (7) 日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善している。
- (8) 事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。

<区分 基準Ⅲ-A-3 の現状>

本学園においては、学校法人村上学園組織及び事務分掌規程(提出資料 - 規程集 4)において権限と責任が定められており、それぞれの学校・園等における権限あるいは事務組織ごとの分掌が規定化されている。このことにより、職員の業務分担が明確化され、その配置や業務の効果的な執行体制が構築されている。

業務執行に際しては、それぞれ部長、館長、センター長を置き、必要な部署には課長を置くことによって業務執行の責任体制が構築されている。

大学組織としての業務執行体制は、事務局本部として教学支援部、学生支援部、入試広報部、総務部が設置され、その他図書館、キャリアサポートセンター、基盤教育研究センタ

一、保健センター(保健室、学生相談室)、地域連携推進センター、こども研究センター及び東大阪大学短期大学部国際介護福祉学研究センターがそれぞれの専門性・機能性を発揮できるよう設置されており、それぞれ事務職員が配属されている(備付-47)(備付-48)。

各種規程については、「東大阪大学短期大学部諸規程管理規程」(提出資料-規程集 12)の規定にもとづいて、総務部が所管しており、「すべて管理運営上の定めであって、比較的長期にわたるものは、速やかに規程として成文化しなければならない」との規定に基づき、迅速な対応がなされている。

教職員1人につき1台のコンピュータが配備され、学内システムネットワークを通じて教職員相互の連携をはかり、業務が遂行されている。また、実践食物学科及び実践保育学科の学生は全員ノートパソコンを所持しており、無線LANのインフラ整備を推進することで、教職員・学生が一体となって学習成果の向上に努めている。

SD活動については、「東大阪大学短期大学部就業規則」(提出資料-規程集 112)第29条の順守事項の規定に準じて、学内組織として「FD・SD委員会」を設置し、FD・SD研修会として前述のように学内研修会を行っている。

また、令和5年度は村上学園の全体の教職員研修会を8月と3月の2回開催し(備付-52)(備付-53)、教職員としての資質向上のための研修を実施した。

事務局長及び次長と各部署の課長による部課長会議が毎月開催され、各部署の日常的な業務についての報告及び意見交換が行われ、業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善している。

職員は、事務分掌上の各部、センター、委員会のいずれかあるいは複数所属し、それぞれの規定に基づいて機能的に整備された組織をもって学習成果を向上させるための運営がなされている。

[区分 基準Ⅲ-A-4 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。
- (2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。
- (3) 教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。

<区分 基準Ⅲ-A-4 の現状>

教職員の就業に関しては、「東大阪大学短期大学部就業規則」(提出資料-規程集 112)、「学校法人村上学園期限付雇用職員就業規則」等で規定され、教職員が自由に閲覧できるドライブ上に保管されており、教職員に周知されている。

教職員の就業に関しては、出出勤カードを使用して総務部及び法人事務局で諸規定に基づいて適正に管理運営されている。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の課題>

教員の意識は、学科間の壁を取り払い議論できる環境が定着し、学科間の連携ができるようになってきており、職員は責任感を持って業務にあたっているが、「働き方改革」によ

る労働時間の管理の厳格化が求められているため、さらに部署の垣根を越えて助け合う体制をとるようなシステム作りと努力が必要であると考える。

＜テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の特記事項＞

学生の多様性、業務の複雑化などに対応する個々の能力の向上が求められており、教職員の資質・能力向上のための学園全体の取組として「村上学園評価育成制度」として年2回（中間・最終）個々の教職員が自己評価表（備付 - 49）を作成し、所属長に提出している。職員の最終評価に関しては、各所属の長との面談、職員全員の事務局長個別面談も行っている。

〔テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源〕

＜根拠資料＞

提出資料

03. 2023 年度大学案内（CAMPUS GUIDE BOOK 2023）

04. 2024 年度大学案内（CAMPUS GUIDE BOOK 2024）

備付資料

50. 危機管理マニュアル

51. 防災マニュアル

提出資料 - 規程集

28. 東大阪大学短期大学部情報ネットワーク管理運営委員会規程

101. 東大阪大学短期大学部防災体制に関する規程

150. 学校法人村上学園経理規程

〔区分 基準Ⅲ-B-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (2) 適切な面積の運動場を有している。
- (3) 校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 校地と校舎は障がい者に対応している。
- (5) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。
- (6) 通信による教育を行う学科・専攻課程を開設している場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。
- (7) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。

- (8) 適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。
- (9) 図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV 資料数及び座席数等が適切である。
- ① 購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。
- ② 図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。
- (10) 適切な面積の体育館を有している。
- (11) 多様なメディアを高度に利用して教室等以外の場所で授業を行う場合、適切な場所を整備している。

<区分 基準Ⅲ-B-1 の現状>

本学の校地は、主として、大阪府東大阪市西堤学園町 3 丁目 1 番 1 号に位置し、近鉄奈良線「河内小阪駅」、大阪市営地下鉄中央線「高井田駅」・「長田駅」、J R 大阪東線の「高井田中央駅」等から歩いてほぼ 15 分のところにあり、京都・奈良、神戸等からも交通至便の地である（提出 - 03）（提出 - 04）。

校地及び校舎の面積は、以下のように短期大学設置基準の規定を充足している。

基準Ⅲ-B-1 表 1 土地用途別面積（㎡）

地 番	地番面積			
西堤学園町 3 丁目 1 番 1 号	49,980.00			
西堤学園町 3 丁目 392 番 2 号	6.61			
御厨西ノ町 2 丁目 63 番 1 号	3,673.00			
御厨西ノ町 2 丁目 50 番 5 号	33.05			
御厨西ノ町 2 丁目 9 番 1 号	126.00	大 学	短 大	大学短大計
校 地 総 面 積	53,818.66	9,519.68	12,164.03	21,683.71
校舎敷地	9,875.42	1,912.37	2,443.59	4,355.96
運動場	17,642.97	1,532.94	1,958.75	3,491.69
学生寮	730.57	320.74	409.83	730.57
その他	23,074.66	5,753.63	7,351.86	13,105.49

基準Ⅲ-B-1 表 2 校地・運動場・校舎の面積（㎡）

	設置基準面積		面積	
	大学	短大	大学	短大
校 地	3,600.00	4,600.00	9,519.68	12,164.03
運動場 ※	—	—	(1,532.94)	(1,958.75)
校 舎	3,172.80	5,200.00	9,238.15	12,008.75

※印()はうち数

本学、短期大学部と大学の校舎は、全部で 5 棟（1、3、4、8、9 号館）ある。

東大阪大学短期大学部

1号館はキャリアサポートセンター・学生ラウンジ・更衣室・ロッカー等を設置し、学生は自由に利用している。2階には中教室（120名収容）と大教室（160名収容）があり、多人数を対象とした授業に対応している。3階には体育館フロアがある。

3号館1階には、学生食堂があり、2階には体育館がある。

4号館は図書館棟で、1階は図書閲覧室と書庫、2階は図書閲覧室となっており、3階に留学生たちのサロンとしても利用できる国際交流センターがある。

8号館(465.5㎡)には、1階に介護福祉学科及び実践食物学科の実習設備があり、3、4階に大講義室があり、5階に法人事務局が6階に音楽教室とピアノ練習室がある。大学の事務局本部は8号館の2階に集約（教学支援部・学生支援部・入試広報部・総務部）され、学生は一か所に対応が出来るようになっている。

9号館(2944.1㎡)には、1階に学生ラウンジ、保健センター、2階にこども研究センターと各教室、3階に実験室、4階に音楽室や美術室が並ぶ芸術関係の実習教室、6階にゼミ室等、7階に大量調理室がある。なお、7階には学生相談室がある。

1号館、8号館、9号館の各教室は、マルチメディア対応の授業を行うことができるようAV機器が整備されている。また、大学を含めた教員の研究室は、4号館3階、8号館8階と9号館3、4、5、6、7階にある。

また、屋外にはステージを配置した芝生スペースやフットサルコートも確保しており、令和4（2022）年度にリニューアルした8号館6階のバルコニーにある「空中庭園」は、学生に開放されており大阪市内が一望でき、学生にとっての憩いの場所として利用されている。

その他、1号館、8号館、9号館の各1階にはそれぞれラーニングコモンズ・学生ホール・学生ラウンジの名称で自習等ができるオープンスペースがあり、無線LAN及び飲料自動販売機を設置し、学生が自由に使用できるよう整備している。

本学の校舎は、それぞれバリアフリーとなっており、車いすを利用したの入館が可能となっている。4、8、9号館にはエレベーターが設置され、全教室へ入室できる。また、トイレも身障者用が設置されている。ただし、1、3号館についてはエレベーターがないので、使用する教室を学生の実態により時間割で配慮している。

図書館には、学科設置上の性格から、教育、特に保育関連の書籍が多く、栄養、福祉関連の書物がそれに続いている。各学科の教員と図書館員からなる図書館運営委員会を設置し、図書の選定などの運営を行っている。

基準Ⅲ-B-1 表3 図書館蔵書数一覧（2023年12月31日現在）

区 分	和書	洋書	雑誌	AV資料
冊（種）	79,939 冊	6,729 冊	621 誌	3,768 点

本学の体育施設は短期大学部・大学共用で、1号館3階131体育館(583.4㎡)及び3号館2階321小体育館(409.8㎡)がある。放課後等は学内クラブ活動の使用や公開講座開催時での使用、東大阪体操クラブへの貸与等を行っている。

[区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。
- (2) 諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。
- (3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。
- (4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。
- (5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。
- (6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

＜区分 基準Ⅲ-B-2 の現状＞

施設設備の維持管理については、学校法人村上学園経理規程（提出資料 - 規程集 112）を整備し、施設設備と物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。

火災・地震対策については、東大阪大学短期大学部防災体制に関する規程（提出資料 - 規程集 101）を整備し、万が一の災害に備えての危機管理体制及び対処方法について規定化しており、校舎各階には、避難経路が掲示されており、避難訓練も隔年実施している（令和 4 年 11 月 7 日に実施）。

なお、教職員に対しては、事象ごとに危機発生時の対処方法を明記した「危機管理マニュアル」（備付 - 50）を作成し配付しており、危機管理に対する意識の徹底を図っている。また、学生に対しては、「防災マニュアル」（備付 - 51）を作成し、学生が閲覧できるよう学生ラウンジ等に常備している。防犯対策については、警備会社に委託し、学内外に防犯カメラを設置し不審者の侵入を監視している。

コンピュータシステムのセキュリティ対策については、東大阪大学短期大学部情報ネットワーク管理運営委員会規程（提出資料 - 規程集 28）を整備し、情報ネットワーク委員会のメンバーがその維持管理を行っている。

エアコンの温度設定、こまめな消灯といった日常的な行為を学生・教職員に周知して、省エネルギー対策を実施している。また、全館の照明を順次 LED 化しており、トイレの照明も人感センサーを導入して電気の使用量を抑えている。

＜テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の課題＞

桃風寮及び音楽棟として使用してきた 2 号館について耐震補強が必要と診断されたため、令和 5 年度に桃風寮の耐震工事を実施した。2 号館についての耐震工事計画は未定であるので、令和 6 年度から電子オルガン及びピアノの一部を 8 号館 6 階に移転し、実践保育学科の学生の個人ピアノレッスンを行えるよう整備を行った。音楽棟は、敬愛高等学校の生徒も利用していたが、使用できるピアノの台数が減少したため、学生の練習時間を確保するための調整をしている。

＜テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の特記事項＞

特になし。

[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

<根拠資料>

提出資料

15. UNIVERSAL PASSPORT (ゲストユーザーでログイン可能)

<https://star.higashiosaka.ac.jp/up/faces/login/Com00501A.jsp>

備付資料

17. FD・SD 活動記録

[区分 基準Ⅲ-C-1 短期大学は、教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。
- (2) 情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。
- (3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。
- (4) 技術的資源の分配を常に見直し、活用している。
- (5) 教職員が教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。
- (6) 学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備している。
- (7) 教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。
- (8) コンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL 教室等の特別教室を整備している。

<区分 基準Ⅲ-C-1 の現状>

本学は、教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設、ハードウェア及びソフトウェアの向上・充実を図っている。併設の大学と共通のキャンパスネットワークを構築しており、学生、教職員は、セキュリティポリシーに基づいたアクセス権を所持している。教職員は全員個別に 1 台のデスクトップパソコンが支給されている。

事務システムとしては、日本システム技術株式会社の「GAKUEN」を使用し、学生の情報、授業科目や時間割等の情報を管理している。ポータルシステムとしては、同じく日本システム技術株式会社の「UNIVERSAL PASSPORT」(提出 - 15) を使用し、時間割、シラバス、出欠状況、他に取得状況等の学生生活の支援を行っている。

本学は、Google Workspace for Education を使用しているため、上記ネットワーク及び Google Drive 上でファイルの管理、共有を行うことができる。

学生は、スマートフォンまたはノートパソコンを使用して、G メール、Google Classroom 等の Google のシステムを利用することができ、これらの使用法については、1 年次のオリエンテーション期間で説明がなされ、設定等については情報教育推進委員会のメンバーが

主としてサポートしている。

8号館3階の833情報処理演習室には45台のWindows 10デスクトップパソコンがあり、1年前期に開講される「情報処理論」において、パソコンの基本的な操作方法及び学内のネットワーク利用についての説明がなされている。また、実践食物学科及び実践保育学科の学生は全員ノートパソコンの購入が義務付けられ、Microsoft OfficeのIDが付与されているため、WordやExcelを使ったレポート提出も可能である。

各教室にはプロジェクター、スクリーン、AV機器等は配置されており、学生ホールをはじめ主要な教室において無線LANを利用することができ、休み時間や空き時間においてオンライン授業に参加することも可能である。

教員に対しては、情報教育推進委員会がFD・SD委員会と共催で、次のようなICT活用教育研修会を開催して、情報技術の向上に関するトレーニングを実施することで、各教室の機器を利用した効果的な授業を行うと共に、オンラインでの授業にも対応している（備付-17）。

基準Ⅲ-C-1 表1 ICT活用教育研修会（令和2年度-令和5年度）

開催日時	講師	参加者	
令和2年8月4日 16:20-17:50	石川高行 矢島彰 源伸介	専任教員 17名 非常勤教員 6名	・オンライン授業の概観 ・学生が困惑した事例 ・学びの泉（Moodle）への資料の載せ方と課題の集め方 ・MS-PowerPointとZoomを用いた動画作成方法
令和2年9月10日 13:00-14:30 20:15-21:45（Zoom）	石川高行 矢島彰	専任教員 14名	・学びの泉（Moodle）上での自動採点方法 ・question（問題）とquiz（小テスト）の作成 ・自動採点型問題と手動採点型問題
令和3年6月3日 20:30-21:30（Zoom）	石川高行 矢島彰	専任教員 15名	・完了／締切日時設定 ・log in 直後の表示
令和3年6月10日 20:30-21:30（Zoom）	石川高行 矢島彰	専任教員 15名	・動画圧縮
令和4年2月16日 10:40-12:00	石川高行 矢島彰	専任教員 15名	・学びの泉
令和4年9月15日 15:00-16:00	石川高行 矢島彰	専任教員 7名	・学びの泉
令和4年9月21日 15:00-16:00	石川高行 矢島彰		・スマホを利用したテザリングによるZoomへの繋ぎ方
令和5年3月20日 13:30-14:30	杉本剛		・効率的な画像採点課題

令和6年3月6日 12:30-13:50	中西千奈都	専任教員 8名	・小学校でのタブレット活用教育体験—ロイロノートとGoogle クラスルームの活用
-------------------------	-------	------------	---

＜テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題＞

使用しているサーバー類の老朽化及び教員のパソコンの Windows11 への入れ替えが順次必要である。また、事務システムについてもメンテナンス更新期限が迫っているため、新システムへの更新が必要である。

＜テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項＞

特になし。

〔テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源〕

＜根拠資料＞

提出資料

23. 計算書類等の概要（過去3年間）
24. 資金収支計算書・資金収支内訳書[令和3年度～令和5年度]
25. 活動区分資金収支計算書[令和3年度～令和5年度]
26. 事業活動収支計算書・事業活動収支内訳書[令和3年度～令和5年度]
27. 貸借対照表[令和3年度～令和5年度]
28. 学校法人村上学園事業報告書（令和5年度）
29. 学校法人村上学園事業計画書（令和6年度）
30. 学校法人村上学園収支予算書（令和6年度）
31. 学校法人村上学園理事会議事録[令和3年度～令和5年度]
32. 学校法人村上学園評議員会議事録[令和3年度～令和5年度]

備付資料

57. 経営改善計画
58. 学校法人村上学園中期計画

提出資料 - 規程集

150. 学校法人村上学園経理規程
152. 学校法人村上学園物品会計細則
153. 学校法人村上学園物品購入等発注基準及び業者選定要綱

〔区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。
 - ① 資金収支及び事業活動収支は、過去3年間にわたり均衡している。
 - ② 事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。
 - ③ 貸借対照表の状況が健全に推移している。
 - ④ 短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。
 - ⑤ 短期大学の存続を可能とする財政を維持している。
 - ⑥ 退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている。
 - ⑦ 資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。
 - ⑧ 教育研究経費は経常収入の20%程度を超えている。
 - ⑨ 教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資金配分が適切である。
 - ⑩ 公認会計士の監査意見への対応は適切である。
 - ⑪ 寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。
 - ⑫ 入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。
 - ⑬ 収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。
- (2) 財的資源を毎年度適切に管理している。
 - ① 学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。
 - ② 決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。
 - ③ 年度予算を適正に執行している。
 - ④ 日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。
 - ⑤ 資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。
 - ⑥ 月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。

<区分 基準Ⅲ-D-1の現状>

収支については過去3年間支出超過となっている。その理由としては、学生生徒数の減少、収容定員充足率の低下（特に短期大学部・東大阪大学柏原高等学校）である。学園全体として支出超過が続いており、負債額が運用資産を上回っている状況である。短期大学部の収支悪化が学園全体に大きく影響していることは把握しており、入学定員減や入試広報、奨学金制度、経費削減などの対策に取り組み財務改善を図っていく。（提出 - 23）（提出 - 24）（提出 - 25）（提出 - 26）（提出 - 27）

退職給与引当金は100%計上し、教育研究経費も経常収入の20%を超えている。その他、資産運用、公認会計士の監査意見への対応、寄付金募集も適切である。

本学園では、学校法人会計に基づき各種規程（経理規程・物品会計細則・物品購入等発注基準及び業者選定要綱）を整備し、これらの規程に則り適切に会計処理を行っている（提出

資料 - 規程集 150) (提出資料 - 規程集 152) (提出資料 - 規程集 153)。

事業計画、予算については、毎年度適切な時期（3月の評議員会、理事会）に決定している（提出 - 33）（提出 - 35）。予算執行を実施するために必要な事項及び事務手続きについて、1件につき50万円以上の金額の予算執行は、前もって理事長までの稟議決裁を受けることとなっている。また、予算外執行については、出来る限り他の予算からの充当を原則としているが、執行にあたっては、各所属長までの稟議決裁ではなく、法人事務局長、理事長の稟議決裁を受けることとなっている。予算管理については、各部門担当者が執行状況等を管理している。

経理処理実務については、事務作業の効率化・迅速化を図り、適正な会計処理が実現できるよう財務システムを導入している。また、システムの導入により各部門と法人部門とのデータの共有等が可能となっている。会計帳簿、証憑書類及びその他会計に関する書類の保管については、経理規程に基づき10年間は各部門で保管している。予算・決算については永年保管としている。

以上のことから、本学、本学園では財的資源を適切に管理していると評価している。

[区分 基準Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学の将来像が明確になっている。
- (2) 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。
- (3) 経営実態、財政状況に基づいて、経営（改善）計画を策定している。
 - ① 学生募集対策と学納金計画が明確である。
 - ② 人事計画が適切である。
 - ③ 施設設備の将来計画が明瞭である。
 - ④ 外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。
- (4) 短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費（人件費、施設設備費）のバランスがとれている。
- (5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができています。

[注意]

基準Ⅲ-D-2 について

- (a) 日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）平成27年度～」のB1～D3に該当する学校法人は、経営改善計画を策定し、自己点検・評価報告書に計画の概要を記載する。経営改善計画は提出資料ではなく備付資料とする。（備付 - 57）
- (b) 文部科学省高等教育局私学部参事官の指導を受けている場合は、その経過の概要を記述する。

<区分 基準Ⅲ-D-2 の現状>

「学校法人村上学園中期計画」が令和4年9月6日の理事会で策定された。本学におけ

る中長期事業計画については、本学の各委員会、教授会等で協議を行い、学園管理職会議、所属長会議等で意見を聴き、本学園の評議員会、理事会の議決を経て決定された（備付 - 58）。

また、単年度の事業計画・予算計画については、本学園の「予算編成方針」通知を受けて、各部署が要求書を総務部へ提出する。総務部が各部署とのヒアリングを行い、収支規模に応じた予算編成・方針を策定する。その結果に基づき予算要求案を作成し、本学園法人事務局へ提出する。その後、法人事務局と本学管理職（学長・副学長・事務局長）及び総務部との面談を経て、調整後に事業計画・予算案を提出する。（提出 - 28）（提出 - 29）

その後、本学園評議員会・理事会にて審議承認され、年度事業計画、当初予算として決定される。（提出 - 30）また、決算額が予算額と著しくかい離があると思われる科目については、補正予算を策定し、評議員会・理事会にて決議を行っている。

経営改善計画における財務上の数値目標としては、中期計画に基づき経常収支差額が赤字となっている現状を踏まえ、経費の支出削減に取り組みつつ学生数の増加（3年間ににおいて学園全体で180人増）を図り、資産運用を増加させ減価償却補正後の経常収支差額で令和6年度に収支均衡、令和7年度には収支を黒字化にする。さらに2年後の令和9年度に経常費収支差額での黒字化を目標とする。計画の進捗状況・社会情勢等の変化を鑑み、随時見直しを図っている。経営判断指標としては、「B2」の達成を目指しさらに「A3」を目標としていく。

財務基盤の確立と収支バランスにおいては、収支が安定していることが最も重要である。学園全体として、収入面においては、少子化傾向の中、高大連携、両高校での連携を活発化、SNSの活用などにより学生・生徒数の安定的確保を目指している。また、各種補助金の積極的申請を働きかけている。その他、収入面だけでなく地域とのつながりも密接になることから補助事業及び施設貸与に関しても事業拡大を考えている。

資産運用については、資産運用規程に基づき効率的な運用ができるよう、常に経済状況を把握し、運用を行っている。

支出面においては令和3年度に経営企画室を設置し、予算管理、経費節減を徹底し、取引先の見直し、事業の内容精査などにより支出削減に努めている。

令和3（2021）年度の事業活動収支差額比率は、短大部門で△18.6%、法人全体では△18.9%となっている。また、キャッシュフロー（事業活動収入－事業活動支出＋減価償却額）については、短大部門で△1,306万円、法人全体で△7,344万円となっている。教育研究経費比率については、短大部門で44.9%、法人全体で41.3%となっている。

また、令和4（2022）年度の事業活動収支差額比率は、短大部門で△44.8%、法人全体では△18.7%となっている。また、キャッシュフロー（事業活動収入－事業活動支出＋減価償却額）については、短大部門で△10,581万円、法人全体で△7,503万円となっている。教育研究経費構成比率については、短大部門で50.6%、法人全体で38.2%となっており、毎年度において、教育活動を充実させるために比率を保つよう努めている。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の課題>

今後、さらに教育研究の水準を維持・向上させていくために、短期的はもちろん中長期的事業・財務計画を継続的に検討・見直し・評価する体制を強化していく。

安定した財政基盤の確立に向けて、将来を見据えた視点にたち、事業活動収支差額比率

についてマイナスからプラスになるよう改善し、キャッシュフローについてもさらなる増加を図るとともに、将来構想計画の状況を見極めつつ、安定した財務基盤の確立を図ることとしている。

＜テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の特記事項＞

特になし。

＜基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画＞

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

〔テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ〕

＜根拠資料＞

提出資料

31. 学校法人村上学園寄附行為
32. 学校法人村上学園寄附行為実施規則
33. 学校法人村上学園理事会議事録[令和 3 年度～令和 5 年度]
35. 学校法人村上学園評議員会議事録[令和 3 年度～令和 5 年度]

備付資料

57. 経営改善計画
58. 学校法人村上学園中期計画
59. 管理職会議議事録[令和 3 年度～令和 5 年度]
60. ウェブサイト 学校法人村上学園 決算報告 |
<https://www.murakamigakuen.jp/hokoku/>

提出資料 - 規程集

01. 学校法人村上学園寄附行為
02. 学校法人村上学園寄附行為実施規則
04. 学校法人村上学園組織及び事務分掌規程

〔区分 基準Ⅳ-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。
 - ① 理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。
 - ② 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。
 - ③ 理事長は、毎会計年度終了後 2 月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。
- (2) 理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。
 - ① 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。
 - ② 理事会は、理事長が招集し、議長を務めている。
 - ③ 理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。
 - ④ 理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。
 - ⑤ 理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識してい

る。

⑥ 理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。

(3) 理事は、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。

① 理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び識見を有している。

② 理事は、私立学校法の役員の選任の規定に基づき選任されている。

③ 寄附行為に学校教育法校長及び教員の欠格事由の規定を準用している。

<区分 基準IV-A-1 の現状>

本学園寄附行為の第 11 条に「理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。」との規定によって、本法人が設置する大学、短期大学部、高等学校（2 校）、幼稚園について、学校法人村上学園の代表として統括しており、その業務を総理している。（提出資料 - 規程集 01）（提出資料 - 規程集 02）（提出 - 31）（提出 - 32）

本学の建学の精神及び教育理念・目的については、建学の精神である学園訓が前面の壁面に掲げられている 8 号館 3 階の大講義室において、年度初めに開催される全教職員研修会において、理事長より訓話があり、全教職員が再認識する機会として教育に反映させるようにしている。

また、学生に対しては、毎年入学式で学長から学園訓についての説明がなされ、年度初めのオリエンテーションのガイダンスにおいても学長より新入生への講話の際に説明しており、様々な機会を通して周知を図っている。

理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。（提出 - 33）

本学園の理事会は、最高決定機関として、寄附行為第 14 条第 2 項に「理事会は、この法人の業務を決し、理事の職務を監督する。」と定められており、第三者評価に関する課題等について意見を述べるなど、理事会としての役割を果たしている。（提出資料 - 規程集 07）また、理事会の業務決定の権限を学校法人村上学園寄附行為実施規則第 3 条に規定しており、使命・目的の達成に向けて同規則第 5 条（事務分掌）「本法人の事務分掌は、学校法人村上学園組織及び事務分掌規程で定める。」との規定により、戦略的意思決定ができる体制が整備されている。（提出資料 - 規程集 04）

理事会の運営は、寄附行為第 14 条の各項に定められており、第 3 項において「随時理事長が招集する。」と定められており、令和 3（2021）年度においては 4 回、令和 4（2022）年度においては 3 回開催され、適切に運営されている。各回の理事会における理事・監事の出席率は高く、法人の最高意思決定機関として適切に機能している。

本法人は、寄附行為及び寄附行為実施規則に定められた通り、法人の最高意思決定機関として理事会、そして理事会の諮問機関として評議員会を設置し、定期的を開催しながら、寄附行為、大学学則に定められた使命と目的の実現に向けて継続的に努力している。（提出 - 34）

当該年度の事業計画及び予算は、前年度 3 月の理事会で決定し、適正に執行している。また、事業報告及び決算については、監事の監査を受け 5 月に開催される理事会の議決を経たうえ評議員会に報告し、その意見を求めている。

東大阪大学短期大学部

本学園においては、法人が設置する各学校・園の管理職を構成員として、不定期ではあるが管理職会議を開催している。この会議は、理事長、法人事務局長及び各設置校の管理職である学長、副学長、事務局長、校長、教頭、事務長、園長との意思疎通を図り、校務運営に関する連絡調整を行うことを目的として開催している。（提出資料 - 規程集 08）（備付 - 59）

大学の重要事項を決定する学長は、理事として法人の最高決定機関である理事会において、大学の重要事項について意見を述べ、大学教授会の意向が適切に反映されている。

表 5-2-① (1) 理事会開催状況

開催日	理事出欠状況	監事出欠状況
令和3年5月27日	出席7人 欠席0人	出席2人 欠席0人
令和3年12月24日	出席5人 欠席2人	出席1人 欠席1人
令和4年3月29日	出席7人 欠席0人	出席1人 欠席1人
令和4年3月29日	出席4人 欠席3人	出席1人 欠席1人
令和4年5月27日	出席6人 欠席1人	出席2人 欠席0人
令和4年9月6日	出席7人 欠席0人	出席2人 欠席0人
令和5年3月28日	出席6人 欠席1人	出席2人 欠席0人
令和5年5月26日	出席7人 欠席0人	出席1人 欠席1人
令和5年7月5日	出席7人 欠席0人	出席2人 欠席0人
令和5年9月22日	出席7人 欠席0人	出席2人 欠席0人
令和6年3月7日	出席7人 欠席0人	出席2人 欠席0人
令和6年3月28日	出席7人 欠席0人	出席2人 欠席0人

本学園の役員定数は、学校法人村上学園寄附行為第6条において理事7人、監事2人と規定されており、その構成は、次の通りとなっている。

役員構成

役員の種類	選任条項	定員	現員
理事	第7条第1項第1号（大学学長）	1人	1人
	第7条第1項第2号（評議員）	3人	3人
	第7条第1項第3号（理事選任）	3人	3人
監事	第8条	2人	2人

「学校法人村上学園中期計画」が令和4年9月6日の理事会で策定された。本学における中長期事業計画については、本学の各委員会、教授会等で協議を行い、学園管理職会議、所属長会議等で意見を聴き、本学園の評議員会、理事会の議決を経て決定された。（備付 -

58)

また、単年度の事業計画・予算計画については、本学園の「予算編成方針」通知を受けて、各部署が要求書を総務部へ提出する。総務部が各部署とのヒアリングを行い、収支規模に応じた予算編成・方針を策定する。その結果に基づき予算要求案を作成し、本学園法人事務局へ提出する。その後、法人事務局と本学管理職（学長・副学長・事務局長）及び総務部との面談を経て、調整後に事業計画・予算案を提出する。

その後、本学園評議員会・理事会にて審議承認され、年度事業計画、当初予算として決定される。また、決算額が予算額と著しくかい離があると思われる科目については、補正予算を策定し、評議員会・理事会にて決議を行っている。

財務計画については、中期計画に基づき経常収支差額が赤字となっている現状を踏まえ、経費の支出削減に取り組みつつ学生数の増加を図り、資産運用を増加させ減価償却補正後の経常収支差額で令和6年度に収支均衡、令和7年度には収支を黒字化にする。さらに2年後の令和9年度に経常費収支差額での黒字化を目標とする。計画の進捗状況・社会情勢等の変化を鑑み、随時見直しを図っている。

<テーマ 基準IV-A 理事長のリーダーシップの課題>

さらなる教育研究の水準を維持・向上させていくために、短期的はもちろん中長期的事業・財務計画を継続的に検討・見直し・評価する体制を強化していく。

<テーマ 基準IV-A 理事長のリーダーシップの特記事項>

学園中期計画策定のための学園全体の組織をつくり、各校園から出された検討内容を理事長が把握したのち、各校園の管理職と面談している。

[テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップ]

<根拠資料>

提出資料

01. 2023年度カレッジガイド (COLLEGE GUIDE 2023)

02. 2024年度カレッジガイド (COLLEGE GUIDE 2024)

03. 2023年度大学案内 (CAMPUS GUIDE BOOK 2023)

04. 2024年度大学案内 (CAMPUS GUIDE BOOK 2024)

05. ウェブサイト「建学の精神と3つのポリシー」

<https://www.higashiosaka.ac.jp/about/feature/>

<https://www.higashiosaka.ac.jp/pdf/2020info/policy.pdf>

34. 教授会議事録[令和3年度～令和5年度]

提出資料 - 規程集

10. 東大阪大学短期大学部評議会規程

11. 東大阪大学短期大学部教授会規程

117. 東大阪大学短期大学部学長候補者推薦規程

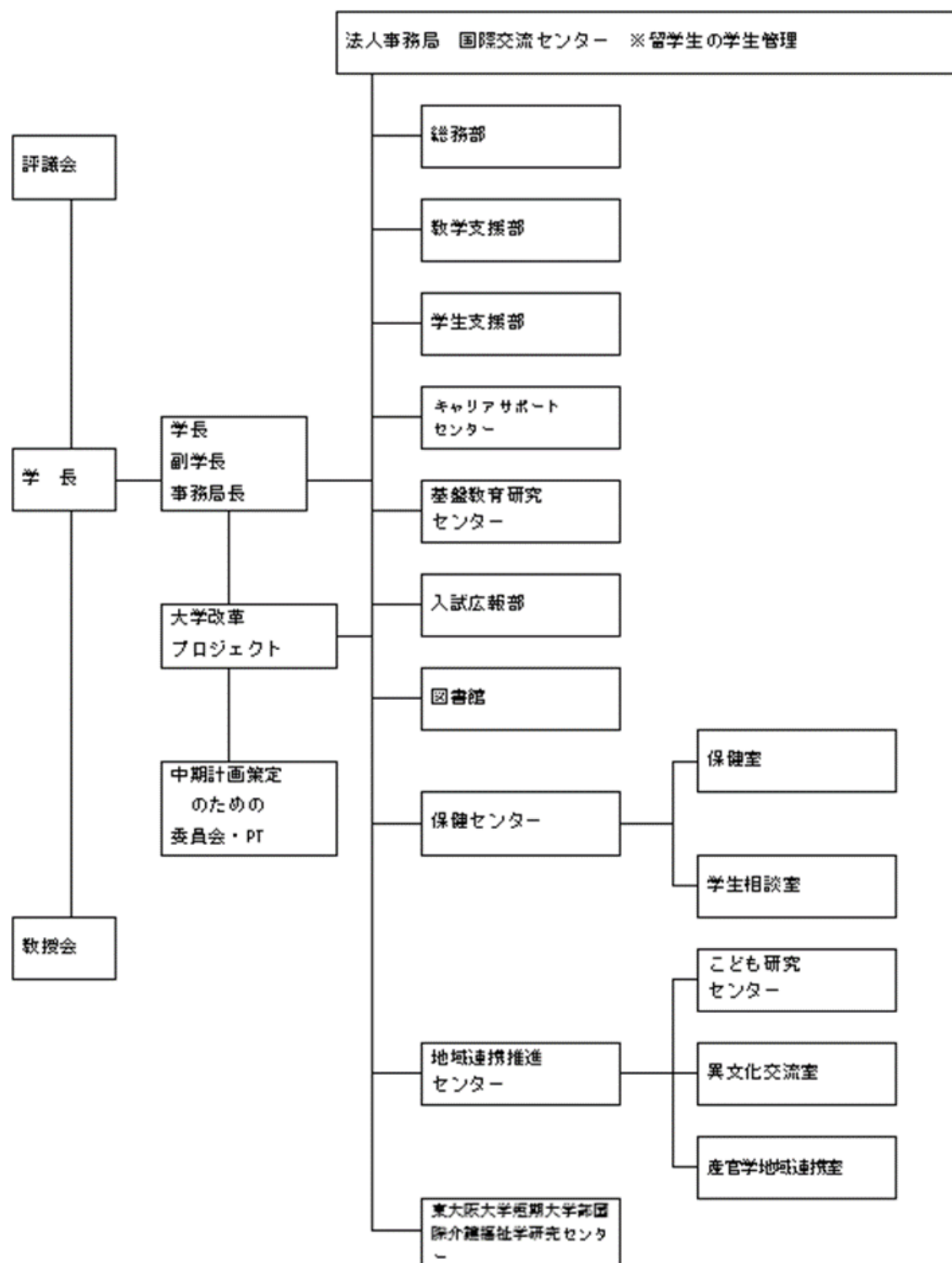
[区分 基準Ⅳ-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。
 - ① 学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。
 - ② 学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有している。
 - ③ 学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。
 - ④ 学長は、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手続を定めている。
 - ⑤ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。
 - ⑥ 学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。
- (2) 学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。
 - ① 教授会を審議機関として適切に運営している。
 - ② 学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。
 - ③ 学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。
 - ④ 学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。
 - ⑤ 教授会の議事録を整備している。
 - ⑥ 教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。
 - ⑦ 学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づいて設置し適切に運営している。

<区分 基準Ⅳ-B-1 の現状>

学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。本学の教学運営組織としては、以下の組織図に示された通り、機能的に整備され権限と責任は明確にされている。



学長は、「短期大学部評議会」「短期大学部教授会」において議長となり、本学の教育研究活動における重要な事項、あるいは大学運営に関わる重要な事項については、構成員の意見を聞いたうえで学長が決定しており、リーダーシップを発揮している。なお、このことは「東大阪大学短期大学部評議会規程」第4条（提出資料 - 規程集 11）及び「東大阪大学短期大学部教授会規程」第5条（提出資料 - 規程集 10）に規定されており、学長の重要事項に関する決定権について担保されている。

学長は、「東大阪大学短期大学部学長候補者推薦規程」（提出資料 - 規程集 117）により「短期大学部評議会」の推薦により理事長が選任することとされている。

学長は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。

本学の教育研究に関わる全学的な審議機関は「大学教授会」であり、原則月 1 回の定例教授会及び不定期の教授会が開催され、学科や校務分掌上の各部、各センター、各委員会等から提案された教育研究、あるいは大学運営に関する事項が審議されている。（提出 - 34）

また、教授会審議事項については、事前に学長、副学長、事務局長、各学科長、部長、センター長、図書館長で構成される「評議会」において協議される。「評議会」の審議事項については、各学科会、部会、委員会等で事前に協議、検討されたものについて、それぞれの長の権限と責任において提案される。なお、教授会は併設大学である東大阪大学と合同で運営されており、それぞれの教授会規程に規定されている。

短期大学部の運営は、このように日々の教育研究及び大学運営の課題が、学科や事務分掌上の部会、センター、委員会等で検討され、「評議会」「教授会」を経て学長が最終的な判断により決定するという機能的に整備された組織をもって運営されている。

また、各学科、部、センター、委員会で行われる会議をはじめ「評議会」「教授会」における議事については議事録の作成が義務付けられており、議事録については、学内ネットワークを通して閲覧することができ、様々な情報が共有されている。

本学の教授会は非常勤講師を除く全教員で構成されており、教員はカレッジガイド（提出 - 01）（提出 - 02）、大学案内（提出 - 03）（提出 - 04）、ホームページ（提出 - 05）等で周知された学習成果及び 3 つの方針を認識している。学内組織として校務分掌上、各種委員会が設置され、それぞれの規定に基づいて適切に運営されており、その活動は「評議会」で提案、報告され、大学の教育研究活動に対して、迅速かつ効果的なものとなっている。

<テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップの課題>

内部質保証のための組織は、「評議会」「教授会」と、「大学改革プロジェクト」「基盤教育センター」が中心組織となっている。「自己点検・評価委員会」において、まとめる作業を行い事業計画、中長期計画に反映させている。小規模大学では、限られた人数で運営するため、組織ができているが構成メンバーはほぼ同じメンバーが担うことになるため、それぞれ独立した会議を開くというよりは、同じ案件がそれぞれの会議で課題となって話し合っている。組織として独立したものにすることが課題であるが、日常的に全教職員で内部質保証を目指し取り組んでいるため、各部署の事業報告をさらに丁寧に検証する時間が必要であると考えている。

「大学改革プロジェクト」で、より具体的な目標や方針を検討しており、評議会、将来構想委員会、各学科との連携を図ることで効果を得ること考える

<テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップの特記事項>

「村上学園評価育成制度」のもと、各教職員が作成した自己評価表を基に面談を行い、各自の個性を把握している。個人の能力が発揮できるよう教職員とのコミュニケーションを交わし特性を知ること努めて事務分掌等に反映させている。

中期計画策定のためのプロジェクトを組織し、経営改善に個々の意見が反映できるよう努めている。

[テーマ 基準IV-C ガバナンス]

<根拠資料>

提出資料

14. ウェブサイト「基本情報」

<https://www.higashiosaka.ac.jp/information/>

31. 学校法人村上学園寄附行為

32. 学校法人村上学園寄附行為実施規則

提出資料

34. 教授会議事録[令和3年度～令和5年度]

47. ウェブサイト 学校法人村上学園 決算報告 |

<https://www.murakamigakuen.jp/hokoku/>

提出資料 - 規程集

01. 学校法人村上学園寄附行為

02. 学校法人村上学園寄附行為実施規則

09. 学校法人村上学園監事監査規程

[区分 基準IV-C-1 監事は法令等に基づいて適切に業務を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適宜監査している。
- (2) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。
- (3) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出している。

<区分 基準IV-C-1 の現状>

法人・大学運営をチェックする監事は、寄附行為により理事会において選出された候補者の内から評議員会の同意を得たうえで、理事長が選出するものとされており、現在2名の監事が理事会に出席して、その職務を適切に執行している。(提出資料 - 規程集 01) (提出資料 - 規程集 02) (提出 - 31) (提出 - 32) (提出資料 - 規程集 09)

本学園の会計監査は、監事監査による財政状況の監査、独立監査人による会計監査、法人事務局及び管理職の中から選ばれた者が行う内部監査による財務・会計監査を実施して

いる。

監事監査においては、理事会・評議員会に最低 1 名は毎回出席し、理事会運営及び法人・大学の業務に関わる監査を行っている。その他、必要に応じて法人にて意見聴取や証憑関係の確認等を行っている。また、独立監査人の決算監査及び監査報告時に意見聴取や質疑応答を行い、これらの結果について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出している。

監事は、必要に応じて意見交換・情報交換を行い、連携を図りながら効率的な監査実施に努めている。

[区分 基準Ⅳ-C-2 評議員会は法令等に基づいて開催し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 評議員会は、理事の定数の 2 倍を超える数の評議員をもって、組織している。
- (2) 評議員会は、私立学校法の評議員会の規定に従い、運営している。

＜区分 基準Ⅳ-C-2 の現状＞

本法人は、学校法人村上学園寄附行為第 4 章第 17 条から第 23 条に規定された通り評議員会を設置し、評議員の構成については、学校法人村上学園寄附行為第 17 条に 15 人の評議員をもって構成すると規定され、理事定数（7 人）の 2 倍を超える評議員数をもって構成されている。現在の評議員数は、15 名であり理事会において推薦された者として、学長、両高校長が評議員となっている。評議員会は、私立学校法第 42 条の規定に従い、運営している。私立学校法第 42 条の規定に従い、理事会の諮問機関として機能しており、理事長は、寄附行為第 19 条の規定に掲げる事項について、あらかじめ評議員会の意見を聞いている。

[区分 基準Ⅳ-C-3 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表している。
- (2) 私立学校法に定められた情報を公表・公開している

＜区分 基準Ⅳ-C-3 の現状＞

本学ホームページの「基本情報」に、本学の教育情報あるいは財務情報等が詳細にわたって公開されている。（提出 - 14）

財務情報の公表については、私立学校法第 47 条第 2 項に基づき、資金収支計算書・事業活動収支計算書・貸借対照表の財務 3 表に加え、財産目録及び事業報告書、監事の監査報告書等を各設置校へ備え置き、閲覧に供するとともに、法人ホームページ上においても公開している。（備付 - 60）

＜テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンスの課題＞

＜テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンスの特記事項＞

特になし

＜基準Ⅳ リーダーシップとガバナンスの改善状況・改善計画＞

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

学科名称変更に伴うカリキュラムの再編、新コース（栄養士コース・製菓衛生師コース）の設置、新学科（介護福祉学科）の開設における手続きを挙げている。

これらの課題について、学長のリーダーシップのもと、大学改革プロジェクトが掲げるビジョンに従って、いずれも手続きを完了し、完成年度も過ぎることができた。しかし、定員充足に向けての課題が山積しているため、実践保育学科に長期履修学生制度を導入するなど、留学生、社会人学生等、多様な学生の受け入れ強化を図っている。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

○全国的な短期大学入学者減少の中、短期大学へのニーズもあり募集定員を変更(削減)し、希望する生徒のニーズに応えられるようにしていく。そのためには、学科の特色やカリキュラムの内容をニーズに合ったものに変更していかなければならない。さらに、学内組織の連携を図り改革に取り組むことが課題である。

また、入試拡大会議を充実させ、学生募集の方法を検討し、即実行していく体制を作っていく。さらに、学園内の高等学校に短期大学部と同じ内容を学ぶコースがあるため、内部入学者数の増加を図るため高大連携の強化に努める。

○留学生指導の実績を生かし、留学生ニーズを調査し各学科への入学者を増やすことを検討する。